Annual Report
2020
北上信用金庫

まるみえ 見えしんきん

北上信用金庫の現況

この街と生きていく。

北上信用金庫

信用金庫イメージキャラクター
信ちゃん鬼剣舞 Ver

プロフィール

◆ 事業区域・重点事業区域

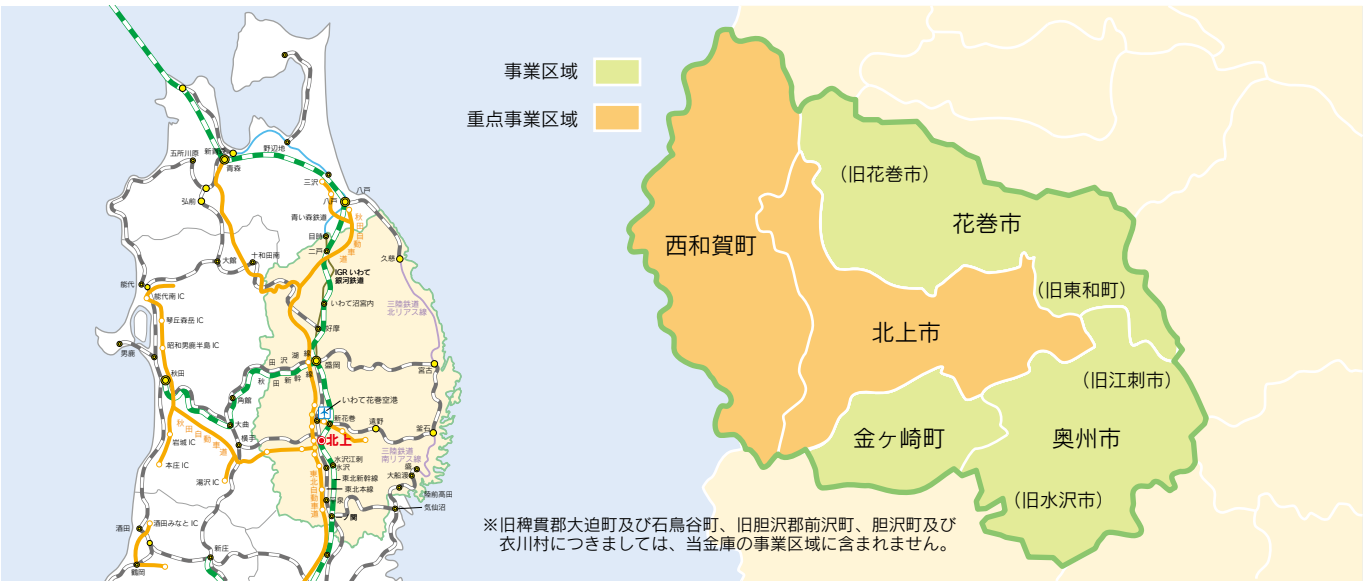

信用金庫とは

信用金庫は、中小企業や地元の方々を会員とする協同組織形態の金融機関で、地域の中小企業の経営や住民の生活に役立つ金融商品や金融サービスの提供に努めています。

協同組織金融機関は、会員の相互扶助を基本理念とする非営利法人で、信用金庫は、融資については原則として会員に限定されていますが、その他の業務については、預金、為替、公共料金などの金銭収納、保険の窓販等、一般の銀行とほとんど変わらない金融機能を備え、会員はもとより、会員以外の方とも広く取引しています。

北上信用金庫の概要（2020 年 3 月末現在）

- ◆ 名称 ……北上信用金庫
  （英文名称：The Kitakami Shinkin Bank）
- ◆ 創立 …… 昭和 23 年 9 月 3 日
- ◆ 常勤役職員数 …… 91 名（うち常勤役員 6 名）
- ◆ 店舗数 …… 9 店舗
- ◆ 総資産 ……99,302 百万円
- ◆ 資金量 ……92,110 百万円
- ◆ 常勤役職員 1 人あたりの資金量 …… 1,001 百万円
- ◆ 出資金 …… 349 百万円
- ◆ 会員勘定 …… 5,406 百万円
- ◆ 自己資本比率 …… 14.81％
- ◆ 会員数 ……11,950 名

北上信用金庫本店

経営理念

地域金融機関として
「中小企業の健全な発展」
「住民生活の向上」
「地域社会の繁栄」
の実現に貢献する

それが為われわれは、
相協力して経営をより堅実な発展性のあるものにしよう。
それが為われわれは、
相協力して職場をより明るい、楽しい働きがいのあるものにしよう。
それが為われわれは、
相協力して自分をより高い豊かな教養のあるものにしよう。

経営理念 …… 1
ごあいさつ …… 2
経営方針 …… 3
当金庫の地域経済活性化への取組み …… 4
トピックス …… 5
2019年度事業概況 …… 6
リスク管理債権の引当·保全状況 …… 7
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 …… 7
自己資本の充実の状況等について …… 8
リスク管理態勢について …… 15
コンプライアンス態勢について …… 16
地域密着型金融推進への取組み …… 19
当金庫のあゆみ …… 23
店舗のご案内 …… 24
主な事業の内容 …… 25
組織図 …… 25
役員／職員 …… 26
報酬体系について …… 26
総代会制度と総代の選任について …… 27
総代と通常総代会について …… 28
信用金庫業界の主な関連団体のご案内 …… 30
ディスクロージャーの記載事項一覧 …… 31

経営資料編

経営の状況 …… 32
事業の状況 …… 38
キャッシュコーナーのご案内 …… 43
各種手数料のご案内 …… 44

北上信用金庫のマークのご紹介

北上信用金庫

北上信用金庫のマーク

北上信用金庫の略称「きたしん」からKSをモチーフにして個性的でシンプルなデザインを創作。ロゴとの組み合わせにも配慮しています。中央の曲線は北上川と和賀川を象徴する流動的な線を表現。色は安心感・やすらぎなどを感じさせるグリーンを基調に、赤のワンポイントでインパクトをもたせました。

当金庫の姿勢

当金庫は、昭和23年9月の創業以来、協同組織の金融機関として長年にわたり地域に根差し、「地域金融機関として『中小企業の健全な発展』、『住民生活の向上』、『地域社会の繁栄』の実現に貢献する」を経営理念に掲げ、相互扶助の精神を常に念頭におき、地域社会との共存共栄を図りながら、社会的使命とその役割を果たしてまいりました。

この姿勢は、今後も何ら変わることなく、地域の皆様から「愛され」、「信頼される」地域金融機関として、健全経営に徹するとともに、より一層の良質な金融商品とサービスの提供に努めてまいります。

理事長　木村　幸男

ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

本年も北上信用金庫に対する皆様のご理解を深めていただくとともに、今後一層のご愛顧を願ってディスクロージャー誌「まる見えしんきん 2020」を作成いたしました。

国内経済は、海外経済の減速、自然災害などの影響から輸出・生産や企業マインド面に弱めの動きがみられたほか、個人消費は消費税率引き上げなどの影響による振れを伴いながらも、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復が続いておりました。しかしながら、世界的な新型コロナウイルス感染拡大により日本経済は内外需とも極めて厳しい状況が続くとの観測から、世界的な金融危機に発展するリスクは大きく、刻々と変わる経済情勢に注視が必要な状況が続いております。

当地域経済は、全体的には一部弱めの動きであったものの、大手半導体企業をはじめ誘致企業の進出に伴い賃貸不動産等の建設が活発となっており、好影響から緩やかな回復基調が続いておりました。しかしながら、当地域においても新型コロナウイルス感染拡大の影響は日増しに大きくなってきており、しばらくは先行き不透明な状況が続いていくものと予想されます。

こうした中、当金庫は、この地域とともに歩む金融機関として、北上市及び西和賀町と連携し「地方版総合戦略」に基づき各種支援に取組みました。具体的には、「ふるさと納税」、「ビジネスマッチング」、「47CLUB」等による販路拡大支援や「よろず支援拠点」、「新現役交流会 2.0」を活用した経営課題解決に向けた支援、「きたしん次世代経営塾」の継続実施により企業育成支援にも取組んで参りました。また、補助金を活用した「西和賀町商品開発販路開拓プロジェクト」により、事業者が互いに足らざる経営資源を補いながら商品やサービスの展開を支援し、企業の商品展開力･販売力の向上、推進に取組んでおります。さらには、北上市主催の「いきいきゲーム授業」へのサポーターとして参加し、金融教育の側面支援により当地域における若者定着の促進に取組んでいるほか、様々な形で地域振興への取組みをいたしました。

今後、新型コロナウイルス感染拡大により厳しい状況となっていくことが見込まれますが、当金庫ではその影響を受けている中小企業者、個人の資金ニーズに対し迅速に対応するため、相談窓口を全店に設置、特別融資を取り揃えたほか、日本政策金融公庫との合同相談会の実施をはじめ、各関係機関とも連携を図りながら資金対応、条件変更等あらゆる状況に対処する体制を整えております。これまで以上に円滑な金融仲介機能の発揮とコンサルティング機能の強化により、中小企業の育成に取組み、お客様本位の良質な金融サービスの提供と地域貢献の取組みを継続し、地域社会の繁栄に貢献してまいる所存であります。

本誌では、2019 年度事業概況やコンプライアンス態勢、地域貢献活動などを取り上げ、当金庫の経営内容について分かりやすく説明しておりますので、なにとぞご高覧いただき、当金庫へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

皆様におかれましては、今後とも、変わらぬご支援、お引き立て賜わりますようお願い申し上げます。

2020 年 7 月

中期3か年経営計画

邁　進
（まいしん）

～地域と共にさらなる成長を目指して～

自　2018年4月　1日
至　2021年3月31日

◆計画理念

信用金庫の原点である「相互扶助」の経営理念に基づき、付加価値の高いサービスをお客様に提供することにより「共通価値の創造」（共創）に取組み、地域社会の発展に資する取組みにお客様と共に邁進することにより、地域金融機関としての強固な経営基盤と確固たる地位を確保することを目指す。

◆基本方針

地域やお客様の課題解決に向けた価値ある提案による「非価格競争力」の強化や円滑な資金供給を通じた貸出金利の適正なプライシングと、役務収益の拡大に努めるとともに、共同化等を通じた経営の効率化や業界ネットワークのさらなる活用を進め、収益性の向上などを図りつつ、地域に根差した金融機関として、持続可能なビジネスモデルを構築する。

◆重点戦略

1．支援力・営業基盤の深化 × 進化
～地域・お客様の支援に関する戦略～

2．経営力・内部態勢の深化 × 進化
～信用金庫経営に関する戦略～

3．人材力・組織力の深化 × 進化
～人材・職場環境に関する戦略～

4．業界総合力の深化 × 進化
～業界の連帯と協調に関する戦略～

北上信用金庫のビジネスモデル
「地域やお客様の課題解決に向け、情報連携などの取組みにより金庫の収益性の向上を図る」

※地域の課題、お客様との対話により把握したお客様の悩み、問題等に対し金庫内での情報共有、外部機関等と情報連携を図り、ソリューション（解決策）を提案し、以て金庫の収益を確保する。

北上信用金庫と地域社会 ～地域社会の発展と活性化をめざして～

◆当金庫の地域経済活性化への取組み

当金庫は、北上市、西和賀町を重点事業区域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助の金融機関で、地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民と強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供に止まらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

事業者のお客様

円滑な事業継続のための事業資金

DATA
設備資金
11,264百万円
運転資金
16,724百万円

個人のお客様

車購入・教育等様々なニーズにお応えする消費者ローン

DATA
4,186百万円

皆様の安定した暮らしの礎に住宅関連資金

DATA
8,511百万円

地方公共団体

北上市・西和賀町において道路整備事業・公園整備事業など公共施設の整備に活用される形で、地元の皆様に還元しております。

DATA
5,499百万円

支援サービス

中小企業相談支援チームを設置し、お客様と親身になって話し合い、「企業再生」「創業支援」に向けて、金銭面だけではない、生きた支援を心がけております。

お客様からお預かりした資金の一部を有価証券等で運用しております。資金の公共性に鑑み、安全性や収益性に留意し、国債をはじめ公社債等で運用しております。

※データはすべて、2020年3月末現在のものです。

◆ 地域社会とのふれあい　～これからも地域の行事等へ積極的に参加･協力し、地域に貢献してまいります～

● 地域行事への参加・協力 ●

◆ 北上みちのく芸能まつり市民パレード

◆ 春・秋の交通安全街頭指導

◆ 各種ボランティア活動（店周のゴミ拾い）

● 地域の未来を担う子供たちの健やかな成長を願って●

◆ 第19回　北上信用金庫杯ソフトテニス大会

◆ 第17回　北上信用金庫杯少年サッカー大会

◆ 第2回　北上信用金庫杯少年野球大会

きたしん会（きたしん会･信和会･西和賀しんきんクラブ･北上駅前しんきん友の会）･はばたきの会･ほほえみの会･きたしん健康友の会等を組織して、ゴルフ大会、親睦旅行など様々なイベントを開催しております。

トピックス

2019年	4月	よろず支援拠点出張相談会（常盤台支店） 第17回北上信用金庫杯少年サッカー大会
	5月	よろず支援拠点出張相談会（東支店） 岩手県下信用金庫野球大会（胆沢球場）
	6月	「信用金庫の日」PR活動（全店） 第71回通常総代会（プランニュー北上） よろず支援拠点出張相談会（北上駅前支店） 第45回北上信用金庫ゴルフ大会 （栗駒ゴルフ倶楽部、表彰式：プランニュー北上）
	7月	いきいきゲーム授業（笠松小学校・和賀西小学校合同） よろず支援拠点出張相談会（西和賀支店） 若手リーダー強化セミナー（プランニュー北上） 第2回北上信用金庫杯少年野球大会（藤沢広場）
	8月	「よいこのお絵かき大会」各店ロビー展示 北上みちのく芸能まつり市民パレード参加 本通り商店街夏祭り歩行者天国にて、 アンパンマン握手会開催 よろず支援拠点出張相談会（北上駅前支店）
	9月	きたしん健康友の会旅行 星野リゾートトマム雲海テラスと富良野美瑛への旅 鬼っジョブ北上おしごとパーク2019 よろず支援拠点出張相談会（北上駅前支店）
	10月	創業セミナー（ホテルシティプラザ北上） 2019“よい仕事おこし”フェア（東京国際フォーラム） 第26回北上信用金庫文化講演会（さくらホール） 講師：間　寛平氏 よろず支援拠点出張相談会（北上駅前支店）
	11月	いきいきゲーム授業（鬼柳小学校・黒沢尻北小学校） ビジネスマッチ東北2019（夢メッセみやぎ） 第15回ビジネスフェア・第10回さわやか信用金庫物産展 よろず支援拠点出張相談会（北上駅前支店） 第10期「きたしん次世代経営塾」第1回勉強会 （プランニュー北上） 経営者セミナー（プランニュー北上） 総代懇談会（プランニュー北上）
	12月	第10期「きたしん次世代経営塾」第2回勉強会 （北上オフィスプラザ） よろず支援拠点出張相談会（北上駅前支店） いきいきゲーム授業（黒沢尻西小学校・飯豊小学校）
2020年	1月	市政懇談会（ホテルシティプラザ北上） 第19回北上信用金庫杯ソフトテニス大会 よろず支援拠点出張相談会（北上駅前支店） 第10期「きたしん次世代経営塾」第3回勉強会 （北上オフィスプラザ）
	2月	よろず支援拠点出張相談会（北上駅前支店） 第10期「きたしん次世代経営塾」第4回勉強会 （プランニュー北上）
	3月	日本政策金融公庫とコロナ対策合同相談会（北上駅前支店）

2019年度事業概況

2019年度事業概況

2019 年度の国内経済は、海外経済の減速、自然災害などの影響から輸出・生産や企業マインド面に弱めの動きがみられたほか、個人消費は消費税率引き上げなどの影響による振れを伴いながらも、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復が続いておりました。しかしながら、世界的な新型コロナウイルス感染拡大により日本経済は内外需とも極めて厳しい状況が続くとの観測から、世界的な金融危機に発展するリスクは大きく、刻々と変わる経済情勢に注視が必要な状況が続いております。

当地域経済は、全体的には一部弱めの動きであったものの、大手半導体企業をはじめ誘致企業の進出に伴い賃貸不動産等の建設が活発となっており、好影響から緩やかな回復基調が続いておりました。しかしながら、当地域においても新型コロナウイルス感染拡大の影響は日増しに大きくなってきており、しばらくは先行き不透明な状況が続いていくものと予想されます。

こうした経済環境のなか、当金庫は中期3か年経営計画「邁進～地域と共にさらなる成長を目指して～」の最終年度として、支援力・営業力の深化×進化、経営力・内部態勢の深化×進化、人材力・組織力の深化×進化、業界総合力の深化×進化の4つを経営重点方針として掲げ、一層の地域貢献を果たすべく、取引先・会員への安定した資金供給や利便性の向上にむけて積極的に取組んでまいりました。

2019年度の業績

◆預金積金

地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、お客様の目的に応じた預金商品の開発とサービスの一層の充実を図っております。

預金積金残高は、前期比 947 百万円増加の 92,110 百万円となりました。

預金積金残高のうち個人預金が 73.5%を占めております。

◆貸出金

地元のお客様よりお預け入れいただいた大切なご預金は、地元で事業を営む事業者や個人のお客様にご融資することで、地域社会に還元しております。

貸出金残高は、前期比 200 百万円減少の 46,186 百万円となりました。

貸出金残高のうち、事業を営む事業者は 72.6%、個人の方は 27.4%を占めております。

◆収益性

収益の状況につきましては、将来の景気減速等に伴う貸倒リスクに対応するため、保守的な貸倒引当金の積み上げを行ったことから、経常損失 626 百万円、当期損失 657 百万円を計上しましたが、金融機関の本業の利益を示す業務純益は 71 百万円計上しました。

◆預金積金及び貸出金残高の推移

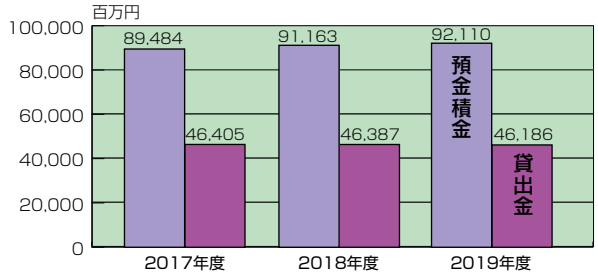

◆収益性　業務純益／経常利益／当期純利益

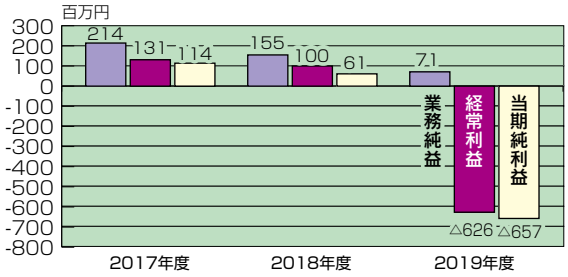

■最近5年間の主要な経営指標の推移

	第 68 期 2015 年度	第 69 期 2016 年度	第 70 期 2017 年度	第 71 期 2018 年度	第 72 期 2019 年度
経常収益	1,633,261千円	1,577,905 千円	1,524,438 千円	1,456,286 千円	1,364,418 千円
経常利益 （又は経常損失（△））	194,434千円	184,328 千円	131,192 千円	100,761 千円	△ 626,197 千円
当期純利益 （又は当期純損失（△））	207,490千円	167,817 千円	114,194 千円	61,569 千円	△ 657,510 千円
出資総額	325百万円	333 百万円	344 百万円	349 百万円	349 百万円
出資総口数	650,220口	667,336 口	688,368 口	698,654 口	699,182 口
純資産額	6,388百万円	6,173 百万円	6,139 百万円	6,339 百万円	5,693 百万円
総資産額	90,715百万円	95,304 百万円	96,984 百万円	98,890 百万円	99,133 百万円
預金積金残高	82,917百万円	87,758 百万円	89,484 百万円	91,163 百万円	92,110 百万円
貸出金残高	48,148百万円	47,830 百万円	46,405 百万円	46,387 百万円	46,186 百万円
有価証券残高	19,032百万円	19,224 百万円	18,403 百万円	18,636 百万円	20,289 百万円
単体自己資本比率	16.66%	17.12%	16.92%	17.09%	14.81%
出資に対する配当金 （出資1口当たり）	12,900,356 円 （20 円）	6,567,241 円 （10 円）	6,764,809 円 （10 円）	6,881,028 円 （10 円）	6,932,191 円 （10 円）
役員数	10 人	13 人	13 人	12 人	12 人
うち常勤役員数	5 人	7 人	7 人	6 人	6 人
職員数	102 人	104 人	96 人	86 人	91 人
会員数	11,290人	11,334 人	11,638 人	11,873 人	11,950 人

（注）残高計数は期末現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。また、総資産額から貸倒引当金を控除して表示しております。
（注）2013 年度以降の自己資本比率は新自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に対応した値です。

経営の健全性と健全経営のための取組み
～リスク管理債権の引当・保全状況～

当金庫の金融再生法開示による不良債権は、前期末比771百万円減少し、不良債権比率は1.64ポイント低下して3.52%となりました。また、これらの不良債権は、担保・保証や貸倒引当金により95.50%保全されているほか、内部留保を加えた経営体力6,597百万円によりカバーされております。これら不良債権については、引き続き回収を図るよう取り組んでいるほか、お取引先の実態把握に努め、お取引先の経営改善に相協力して全力を上げて取り組むことにより、資産の健全性向上に努めております。

リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権の開示対象債権は、「貸出金」となっています。

（単位：百万円、%）

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)／A
破綻先債権	2018年度	201	59	142	100.00
	2019年度	390	57	332	100.00
延滞債権	2018年度	2,200	579	1,202	81.00
	2019年度	1,242	480	688	94.08
3ヵ月以上延滞債権	2018年度	－	－	－	－
	2019年度	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	2018年度	－	－	－	－
	2019年度	－	－	－	－
合計	2018年度	2,402	639	1,345	82.59
	2019年度	1,632	537	1,021	95.50

（注）1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①更生手続開始の申立てがあった債務者
②再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産手続開始の申立てがあった債務者
④特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の２つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

金融再生法開示債権は、「貸出金」に加え、「債務保証見返」、「未収利息」、「仮払金」を対象としています。

（単位：百万円、%）

区分			開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a−c)
金融再生法上の不良債権		2018年度	2,403	1,985	640	1,345	82.60	76.28
		2019年度	1,632	1,558	237	1,021	95.50	93.29
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2018年度	1,508	1,508	224	1,284	100.00	100.00
		2019年度	1,310	1,310	363	947	100.00	100.00
	危険債権	2018年度	895	477	416	60	53.29	12.71
		2019年度	321	247	174	73	77.14	49.99
	要管理債権	2018年度	－	－	－	－	－	－
		2019年度	－	－	－	－	－	－
正常債権		2018年度	44,202					
		2019年度	44,759					
合計		2018年度	46,606					
		2019年度	46,391					

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」（以下「破産更生債権等」といいます。）とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「３カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権等」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■金融再生法上の不良債権と経営体力

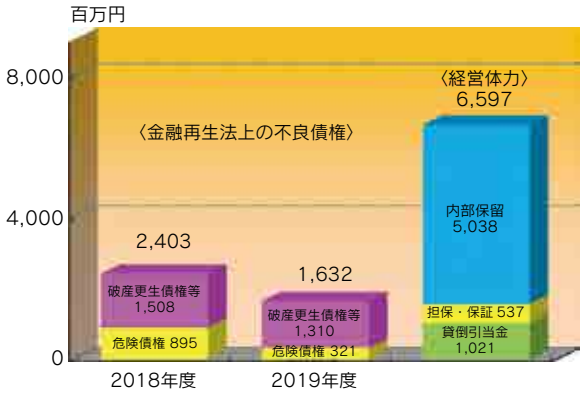

経営の健全性と健全経営のための取組み ～自己資本の充実

自己資本の充実の状況

自己資本比率とは、リスク・アセット（総資産のうち、万が一の場合に貸し倒れの可能性がある資産、この資産に対して危険度に応じた割合を掛けて求めます。）に占める自己資本の額の割合で、信用金庫の経営状況を把握する重要な指標です。自己資本比率が高ければ高いほど、財務の安全性・健全性が高く経営基盤が安定しているといえます。

当金庫の 2020 年 3 月期のバーゼルⅢに基づく自己資本比率は 14.81%となり、国内基準の 4%の 3 倍超、これだけでなく都市銀行など海外で営業している金融機関の国際基準の 8%をも大きく上回る高い水準を維持し、十分な健全性を確保しております。

また、自己資本の額は 5,387 百万円となり、総所要自己資本額（リスク・アセット× 4%）1,455 百万円を大きく上回り、十分な健全性を維持しております。自己資本の額とは、出資金や過去の利益の積立金などです。今後も、健全経営に徹し、自己資本の充実に努めてまいります。

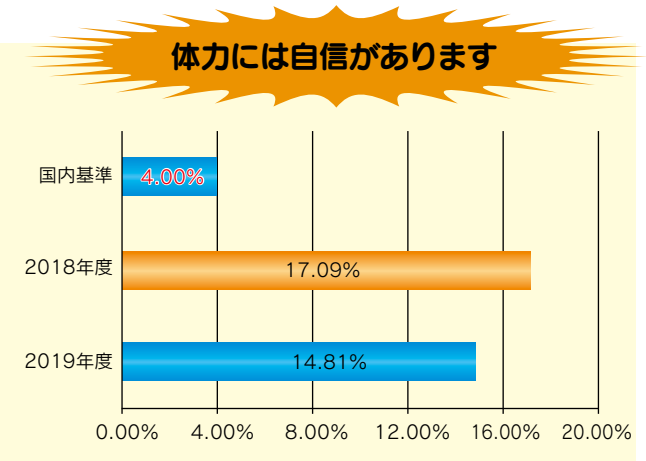

$$\text{自己資本比率 } 14.81\% = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）（5,387百万円）}}{\text{信用リスク・アセットの額＋オペレーショナル・リスク相当額÷8\%（34,121百万円）（2,256百万円）}} \times 100$$

※自己資本比率（バーゼルⅢ）では、コア資本に係る基礎項目の額から控除される調整項目の額等について、経過措置が設けられております。当金庫では経過措置を適用のうえ、自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、出資金、利益準備金、特別積立金、繰越金等から構成されております。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域の会員様からお預かりしている出資金が該当します。出資金の額は 2020 年 3 月期現在 349 百万円となっております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率が 14.81%と国内基準である 4%を充分上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、税効果資本である繰延税金資産につきましては、ほとんど依存しておりません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、経営計画については、貸出金の計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

※エクスポージャー：リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には、貸出金、債務保証などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

※繰延税金資産：金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項　　目	2018 年度	経過措置による不算入額	2019 年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,061		5,399	
うち、出資金及び資本剰余金の額	349		349	
うち、利益剰余金の額	5,721		5,057	
うち、外部流出予定額（△）	6		6	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3		△ 0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	106		153	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	106		153	
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	8		8	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	6,176		5,562	
コア資本に係る調整項目　（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	29	△ 5	21	－
うち、のれんに係るものの額	－	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	29	△ 5	21	－
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	50	△ 7	89	－
適格引当金不足額	－	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－	－
前払年金費用の額	67	△ 8	62	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－	－	－
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	－	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	147		174	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	6,029		5,387	
リスク・アセット等　（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	32,932		34,121	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 849		△ 849	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	－		－	
うち、繰延税金資産	－		－	
うち、前払年金費用	－		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 889		△ 889	
うち、上記以外に該当するものの額	39		39	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	2,337		2,256	
信用リスク・アセット調整額	－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	35,269		36,377	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.09%		14.81%	

（注）　自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み　～自己資本の充実

自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2018 年度		2019 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	32,932	1,317	34,121	1,364
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,620	1,344	34,512	1,380
ソブリン向け	500	20	520	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,211	168	4,342	173
法人等向け	12,204	488	12,398	495
中小企業等向け及び個人向け	6,671	266	6,677	267
抵当権付住宅ローン	1,306	52	1,164	46
不動産取得等事業向け	951	38	1,177	47
３ヵ月以上延滞等	314	12	307	12
その他	7,458	298	7,924	316
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	－	－	－	－
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	39	1	337	13
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 889	△ 35	△ 889	△ 35
⑥ＣＶＡリスク相当額を 8%で除して得た額	3	0	0	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ．オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	2,337	93	2,256	90
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	35,269	1,410	36,377	1,455

（注）1.「ソブリン向け」は、「我が国の中央政府及び中央銀行」「外国の中央政府及び中央銀行」「国際決済銀行等」「我が国の地方公共団体」「外国の中央政府等以外の公共部門」「国際開発銀行」「地方公共団体金融機構」「我が国の政府関係機関」「地方三公社」向けのエクスポージャーです。

2. 所要自己資本の額＝リスク・アセット× 4%

3.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

4.「3 ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウエイトが 150% になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算出方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計値）} \times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額× 4%

信用リスクに関する項目（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし、消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の５原則に則った厳正な与信判断を行うべく、融資の審査にあたっては、与信業務の基本的な理念・方針等を明示した「融資の基本方針（クレジット・ポリシー）」及び「与信判断の指針」が定められており、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスク計測にあたっては、しんきんオンラインシステムにおける信用リスク管理システム機能を用いて、信用リスク量を計測し、信用リスク管理並びに統合的リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。正常先、要注意先、要管理先における一般貸倒引当金については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の４つの機関を採用しております。

- 株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
- 株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ‘ｓ）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（Ｓ＆Ｐ）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈信用リスクに関するエクスポージャーの額〉

（単位：百万円）

	期末残高		期中平均残高	
	2018 年度	2019 年度	2018 年度	2019 年度
信用リスクに関するエクスポージャー	99,918	99,750	106,825	106,348

〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								３ヵ月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	96,756	96,508	46,606	46,391	13,595	15,076	－	－	1,416	1,143
国外	3,161	3,242	－	－	701	1,047	－	－	－	－
地域別合計	99,918	99,750	46,606	46,391	14,297	16,123	－	－	1,416	1,143
製造業	4,057	4,284	3,357	3,483	400	500	－	－	34	33
農業、林業	110	140	110	140	－	－	－	－	－	－
漁業	0	－	0	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	365	272	365	272	－	－	－	－	－	－
建設業	5,485	4,740	5,485	4,740	－	－	－	－	－	135
電気・ガス・熱供給・水道業	1,214	1,913	113	114	901	1,599	－	－	－	－
情報通信業	164	379	60	75	100	300	－	－	－	－
運輸業、郵便業	3,256	3,238	549	531	2,707	2,706	－	－	－	－
卸売業、小売業	3,573	3,192	2,571	2,692	701	500	－	－	153	137
金融業、保険業	25,187	26,556	3,913	4,285	2,708	3,192	－	－	－	－
不動産業	7,918	8,872	6,008	7,063	1,905	1,804	－	－	16	377
物品賃貸業	79	72	79	72	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	354	399	354	399	－	－	－	－	19	20
宿泊業	850	801	850	801	－	－	－	－	92	84
飲食業	1,227	1,112	1,227	1,112	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	2,950	1,801	2,835	1,700	100	100	－	－	1,070	306
教育、学習支援業	27	22	27	22	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	1,685	1,571	1,685	1,571	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	1,026	964	1,026	964	－	－	－	－	27	26
国・地方公共団体等	26,228	24,694	4,921	5,507	4,773	5,280	－	－	－	－
個人	11,061	10,839	11,061	10,839	－	－	－	－	2	20
その他	3,091	3,879	－	－	－	140	－	－	－	－
業種別合計	99,918	99,750	46,606	46,391	14,297	16,123	－	－	1,416	1,143
1年以下	19,421	20,258	6,790	6,787	200	200	－	－		
1年超3年以下	8,272	6,857	5,083	3,181	200	401	－	－		
3年超5年以下	5,000	6,824	3,768	4,206	803	1,002	－	－		
5年超7年以下	10,617	11,272	6,051	5,038	1,860	4,371	－	－		
7年超10年以下	12,751	12,342	6,203	7,143	5,736	4,431	－	－		
10年超	25,155	25,690	18,456	19,814	5,496	5,575	－	－		
期間の定めのないもの	18,700	16,504	251	218	－	140	－	－		
残存期間別合計	99,918	99,750	46,606	46,391	14,297	16,123	－	－		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。　具体的には、現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み ～自己資本の充実

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資事務取扱規程」における事務取扱手続きや担保物件の評価手続き等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主な保証には、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定するしんきん保証基金保証があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	68	106	-	68	106
	2019年度	106	153	-	106	153
個別貸倒引当金	2018年度	1,433	1,345	119	1,313	1,345
	2019年度	1,345	1,021	989	355	1,021
合計	2018年度	1,501	1,451	119	1,381	1,451
	2019年度	1,451	1,174	989	462	1,174

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製造業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	85	25	25	200	-	-	85	25	25	200	-	-
建設業	1	136	136	133	-	-	1	136	136	133	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	153	146	146	160	-	-	153	146	146	160	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	150	6	6	347	119	-	31	6	6	347	119	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	7	5	5	0	-	-	7	5	5	0	-	-
宿泊業	24	2	2	15	-	-	24	2	2	15	-	-
飲食業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス、娯楽業	986	1,009	1,009	151	-	989	986	19	1,009	151	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	8	8	8	8	-	-	8	8	8	8	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	13	4	4	1	-	-	13	4	4	1	-	-
合計	1,433	1,345	1,345	1,021	119	989	1,313	355	1,345	1,021	119	-

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	28,638	－	26,382
10%	－	8,767	－	3,314
20%	1,696	22,509	2,083	23,427
35%	－	3,809	－	3,436
50%	2,703	1,358	3,335	1,113
75%	5,224	6,088	5,403	9,665
100%	450	17,222	342	19,382
150%	－	164	201	125
200%	－	－	－	－
250%	－	428	98	352
1,250%	－	－	－	－
その他	－	800	244	1,001
合計		99,862		99,911

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	586	539	11,121	11,369	－	－

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)　リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「統合リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組を整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な事務取扱規程の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な検査を実施、安定した業務遂行が出来るよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

当面、自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しておりますが、さらなる高度化を目指し検討を進めてまいります。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、常務会をリスク管理の統括部署として、統合リスク管理運営委員会、ALM 委員会にて協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失（VaR）によるリスク計測によって把握しているほか、当金庫の抱える市場リスクの状況を定期的に経営陣及び ALM 委員会に報告するとともに、設定されたロスカット・ルールを遵守し運用を行っております。また、リスク管理においてストレステストなど複合的なリスク分析を実施し、自己資本比率に与える影響の把握に努めております。

一方、非上場株式、信金中金出資金、その他出資金等に関しては、金庫が定める「償却引当基準」に則った適正な処理により、運用管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

1. 貸借対照表計上額及び時価等　（単位：百万円）

区　分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	99	99	77	77
非上場株式等	406	406	406	406
合　計	506	506	484	484

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額　（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
売却益	9	2
売却損	2	12
売却	240	70

3. 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額　（単位:百万円）

	2018年度	2019年度
評価損益	2	4

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額　（単位:百万円）

	2018年度	2019年度
評価損益	－	－

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2018 年度	2019 年度
ルック･スルー方式を適用するエクスポージャー	876	979
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

□　金利リスクに関する事項

①　リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（ＢＰＶ）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ＡＬＭ管理システムや有価証券管理システムにより定期的に計測を行い、ＡＬＭ委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産･負債の最適化に向けたリスク･コントロールに努めております。

②　内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

・流動性預金全体の金利更改の平均満期

流動性預金全体の金利更改の平均満期は、2.5 年としております。

・流動性預金に割り当てられた最長の金利更改満期

流動性預金全体の金利更改の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を 2.5 年としております。

・流動性預金への満期の割当て方法およびその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

・固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

金利リスクの算出にあたり、将来キャッシュフローに対して、月末時点の市場金利情報を元に算出したディスカウントファクターを掛け合わせて算出した割引現在価値を用いて金利リスク量を算出している。

将来キャッシュフローを保有していない金融商品（期限の定めのないもの）については、月末残高を現在価値とみなし、金利リスク量算出は行っておりません。

■金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1 金利リスク

項　番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,117	2,062	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	51	
3	スティープ化	1,796	0		
4	フラット化	0			
5	短期金利上昇	109			
6	短期金利低下	0			
7	最大値	2,117	2,062	51	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,387		6,029	

（注）　1．金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
　　2．「金利リスクに関する事項」については、平成 31 年金融庁告示第 3 号（2019 年 2 月 18 日による改正を受け、2020 年 3 月末からΔ NII を開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み
～リスク管理態勢について・コンプライアンス態勢について～

金融の自由化、国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関の抱えるリスクは急激に拡大、多様化してきており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当金庫は地域金融機関としての役割を果たし、地域の皆様の信頼を確保するため、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、多様なリスク等の正確な把握、適切な管理・運営を通じ、「経営の健全性の維持」と「適正な収益の確保」の双方にバランスのとれた経営に努めるとともに、リスク管理態勢の整備に積極的に取組んでおります。

■当金庫の統合リスク管理体制

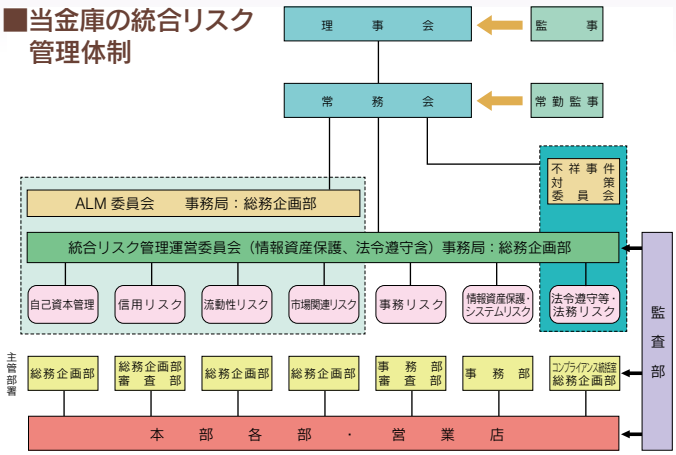

信用リスク

信用リスクとは、貸出先や投資先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、「企業格付制度」「不動産担保評価管理」のシステム等の導入、中小企業相談支援チームの設置により金庫内で情報共有を行っているほか、職員の内・外部研修を通じて知識の向上を図り、審査能力の強化にも努めております。

市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の３つのリスクからなります。

当金庫では、ＡＬＭ（資産･負債の総合管理）委員会を設置し、経済･金利見通しなどに基づき、調達･運用に関して柔軟な管理を行い、健全な資産・負債の管理と、適正な収益確保に努めております。また、毎年、有価証券等の保有限度額やリスクの許容範囲を設定して資金運用の管理・運営を実施しているほか、ＢＰＶや市場ＶａＲ等のリスク指標の分析やストレステストの実施により複眼的にリスクの状況を把握し、リスクのコントロールに活用しております。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり（資金繰りリスク）、市場の混乱などにより通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること（市場流動性リスク）などにより損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、常に効率的な運用に努めているほか、支払準備資金を信金中央金庫※などに預け入れするとともに、同中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ機能も整っております。

※信金中央金庫については、30ページをご参照ください。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや事故・不正等により損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、諸規程や法令等遵守の視点にたって、監査部が定期的に内部監査を実施し、また、各営業店に対して定例自店監査の実施を義務付けるなど、日常業務における事故・事務ミスの未然防止と事務管理の厳正化に努めております。

また、各種システムの見直しや内部規程の整備を図り、事務処理の改善と効率化に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、オンラインシステム等各種コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備、さらには不正利用などにより損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、万が一システムが停止した場合でも、必要な業務態勢が維持できるように「緊急事態対応マニュアル」を整備し、模擬訓練の実施などで備えております。

また、システムの不正利用や情報漏洩などにより損失を受けるリスクを排除するため、セキュリティ管理体制の充実を目指し、取組んでおります。

経営の健全性と健全経営のための取組み ～コンプライアンス

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

コンプライアンスとは、一般に「法令等を厳格に遵守し、社会規範を全うすること」をいいます。当金庫が地域社会・経済の発展に貢献していくという公共的使命を果たすために法令等遵守を経営の重要課題の一つとして位置付け、「北上信用金庫法令遵守要領」により役職員が遵守すべき倫理規範および行動規範を示すとともに、全役職員に「職員行動チェックリスト（携帯版）」を配布し、職員一人一人がコンプライアンスに対する一層の理解と意識の高揚を図るよう徹底しております。

今後も引き続き、より次元の高いコンプライアンスの理念と体制強化に努めてまいります。

当金庫では、社会の規範となる企業倫理の確立のため「北上信用金庫の企業倫理」を定め、その実現に向け全役職員が積極的に取組んでおります。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども北上信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

個人情報保護の取組みについて

当金庫はお客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

当金庫は、利用目的や開示等のお手続きについて等の公表すべき事項を、当金庫のホームページへの掲載の他、ポスターの掲示、パンフレットの備え置き・配布によりお知らせいたします。

※個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）は、ホームページへ掲載、および店頭に掲示しております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、「適合性の原則」「不招請の勧誘」「適正な勧誘」に関する勧誘方針を定め、これを遵守し勧誘にあたります。

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正確保を図ることとします。

1．当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2．金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3．当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4．当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5．金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

金融ＡＤＲ制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務企画部で受け付けています。

1．苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。

2．事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。

3．苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

北上信金苦情相談所（北上信用金庫 総務企画部）
住　　所：岩手県北上市本通り一丁目５番30号
ＴＥＬ：0197－72－7828
ＦＡＸ：0197－63－6639
受付時間：午前９時～午後５時（当金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談

＊ 各営業店の連絡先につきましては、24ページを参照願います。

＊ お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4．当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記北上信金苦情相談所にご相談ください。

	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）
1．住 所	〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7
2．電話番号	03-3517-5825
3．受付日／時間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9：00～17：00
4．受付媒体	電話、手紙、面談

5．東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、北上信金苦情相談所または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

	東京三弁護士会		
名　　称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　　所	〒100－0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100－0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100－0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00

6．東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または北上信金苦情相談所にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

（1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、岩手弁護士会等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

（2）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会等に案件を移管し、当該弁護士会等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

(1) 営業店に責任者をおくとともに、北上信金苦情相談所がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。

(2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および北上信金苦情相談所が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。

(3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を行います。

(4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。

(5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。

(6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。

(7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。

(8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。

(9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

(10) 苦情等への取組体制

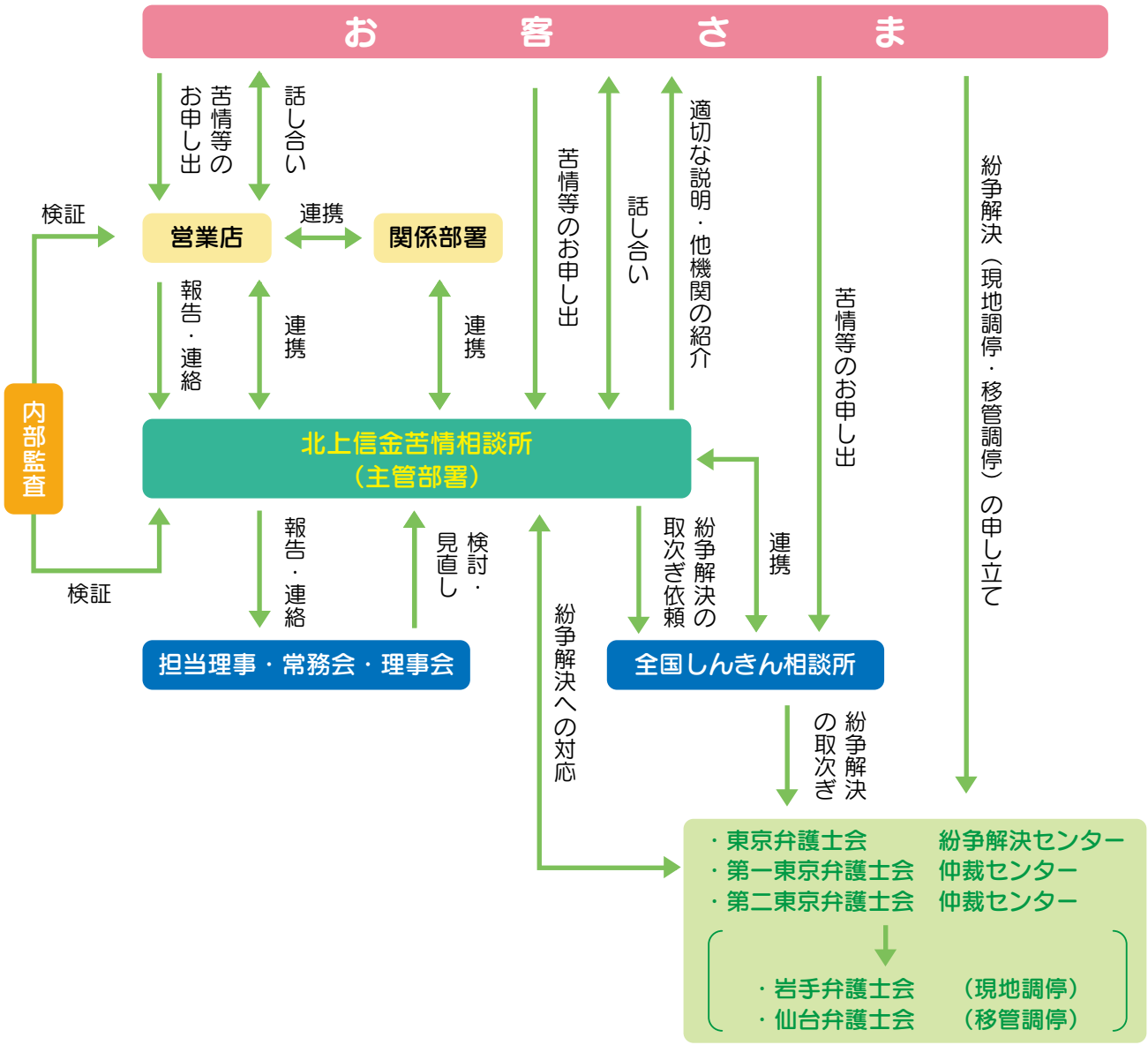

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組みの状況
～中小企業の再生と地域経済の活性化に向けて～

◆地域密着型金融推進への取組み（2019年4月～2020年3月（2019年度）の状況）

1 取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮

創業・新事業支援

◆「日高見の国地域振興ファンド」による事業者支援

地域内の創業促進及び創業間もない企業の成長を支援し、起業・新規事業の創出促進を図ることを目的に、FVCTohoku㈱と連携し、当金庫が組合員となってファンドを設立し、2019年6月14日第1号ファンド、同年8月23日に第2号ファンドを投資いたしました。

経営改善支援・事業承継等経営相談支援

◆きたしん次世代経営塾の開催

2019年11月から2020年2月まで「第10期きたしん次世代経営塾」を開催し、25名の方の参加をいただきました。異業種間や北上市・西和賀町などの関係機関との交流の場としても活用いただいております。

販路拡大支援

◆各種ビジネスマッチへの出展支援

「第15回ビジネスフェア・第10回さわやか信金物産展」に1先、「2019よい仕事おこしフェア」に2先、「ビジネスマッチ東北2019」に20社のお取引様に参加いただき、各お取引先にサポート職員を配置し、販路拡大支援を行いました。

◆西和賀町商品開発販路開拓プロジェクト

取引先企業の商品力、販売力向上を目的として、共同・協業販路開拓支援事業費補助金【展示会・商談型】を活用し、「西和賀町商品開発販路開拓プロジェクト」を始動いたしました。セミナーや個別面談を通じて商品開発を行い、最終回は、首都圏を中心としたバイヤーを招聘し商談会を開催、販路開拓、販売力の向上につながりました。

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組みの状況
～中小企業の再生と地域経済の活性化に向けて～

2 地域の面的再生への積極的な参画

持続可能なまちづくりの実現に向けた人材育成事業への参画、地域社会への金融知識の普及

◆将来の地域産業の担い手となる人材育成・キャリア教育、魅力あるまちづくりによる若者の移住・定住の促進や金融防犯活動の実施、地域社会への金融知識の普及など、自治体等と連携しながら、地域経済全体を展望したビジョン策定への積極的な支援に取組んでおります。

◆いきいきゲーム授業

◆鬼っジョブ～北上おしごとパーク

◆若手リーダー強化セミナー

3 地域やお客様に対する積極的な情報発信

○当金庫ホームページ・ディスクロージャー誌において様々な情報発信を行っております。

◆2019 年度経営改善支援への取組み状況

当金庫は、中期3か年経営計画において、金庫の一番の強みである地域とのつながりを活かしながら、お客様や地域の成長・発展に資する取組みを推進していくことにより、金庫の存在感・企業価値を高めて、地域社会において必要とされる金融機関であり続けることを目指すことを理念として掲げ、様々な取組みを行っております。

地域のお取引先様の経営改善支援につきましては、本部総合支援部と営業店の店長及び融資担当役席者で組織した中小企業相談支援チームが主体となり、支援先企業の経営改善の強化に取組みました。2019年度は、支援先企業20先、うち7先を強化支援先に指定し、営業店と連携を図り支援に取組みました。また、外部機関も利用して経営改善に取組んでおります。（岩手県中小企業再生支援協議会※1先、認定支援機関※2先、よろず支援拠点※3相談会12回開催（述べ44先））

■2019年度地域密着型金融推進の取組み実績

（単位：先）

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 B	うちランクアップ先数 C	うち再生計画策定先数 D	経営改善支援取組み率 B/A	ランクアップ率 C/B	再生計画策定率 D/B
1,106	20	1	20	1.8%	5.0%	100.0%

（単位：先）

創業・新事業支援融資先数	7	日高見の国地域振興ファンド支援先数	2	よろず支援拠点活用	44	事業承継支援先数	10

※1 岩手県中小企業再生支援協議会～ 2003 年 5 月盛岡商工会議所が国の委託を受け、経営環境の悪化しつつある県内中小企業の再生を支援するために設立されました。県内の経済団体、金融機関等の中小企業支援機関と連携した支援体制を組んでいます。

※2 認定支援機関～中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関のことです。具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。

※3 よろず支援拠点～中小企業庁の「中小企業･小規模事業者ワンストップ総合支援事業」に基づき整備するもので､「中小企業・小規模事業者のための経営相談所」として、売上拡大、経営改善など経営上のあらゆる悩みの相談に対応しております。

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組みの状況
～中小企業者等金融円滑化への取組み～

地域金融円滑化のための基本方針

北上信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1．取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2．金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

①態勢整備を図るため理事会等において決議した事項

・本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程等の策定

・本部に金融円滑化管理責任者、営業店に金融円滑化管理担当者及び相談窓口担当者等の配置

②お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

・中小企業相談支援チームを配置し、信用保証協会や中小企業再生支援協議会等との連携により支援に取り組んでおります。

③お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修等

・毎年度、本部・営業店の融資担当職員を「目利き力養成研修」、「企業再生支援実践講座」などの外部研修に派遣し目利き能力の向上に努めております。

3．他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4．お客様からの貸付条件の変更等に関するご相談に対応するため、次の相談窓口を設置しておりますので、ご利用ください。

受付時間	午前９時から午後３時（月～金）。 なお、電話でのご相談は午後５時まで受付いたします。
営 業 店	本店　藤根支店　西和賀支店　常盤台支店　大堤支店　北上駅前支店（本店へお問い合わせください） 柳原支店　むらさきの支店　東支店

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組みの状況
～中小企業者等金融円滑化への取組み～

■金融円滑化に関する当金庫の支援体制

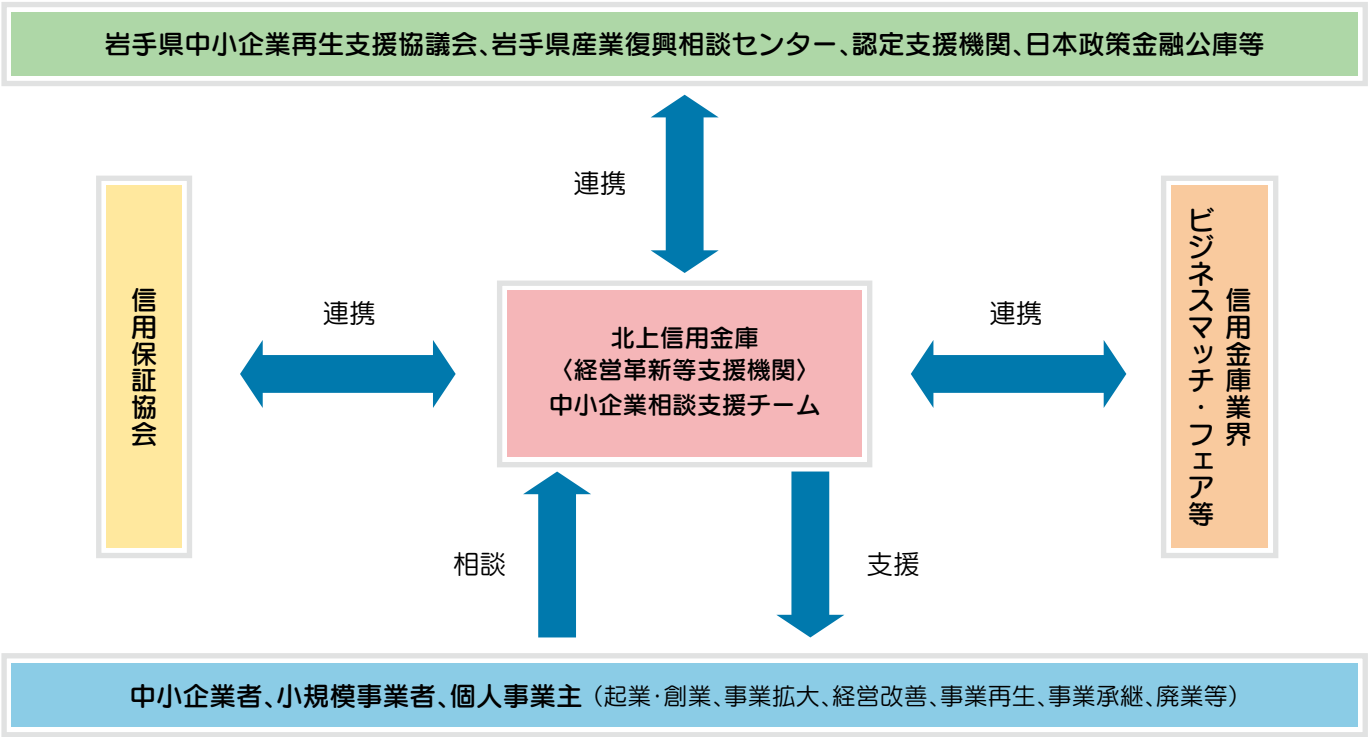

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2019 年度
新規に無担保で融資した件数	326 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	49.61%
保証契約を解除した件数	18 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0 件

当金庫のあゆみ　～黒澤尻信用組合設立から72年～

◆昭和のあゆみ

昭和23年	9月	市街地信用組合法による黒澤尻信用組合設立
25年	4月	中小企業等協同組合法による組合に改組
27年	6月	信用金庫法による黒澤尻信用金庫に改組
29年	8月	北上市制施行により北上信用金庫と改称
31年	4月	藤根出張所開設（昭和36年6月支店昇格）
33年	12月	湯田町、沢内村を事業区域に拡張
37年	6月	西和賀支店開設
39年	3月	岩手県収納代理金融機関の指定受ける
	4月	北上市指定代理金融機関の事務取扱開始
43年	2月	北上手形交換所設立、同交換所に加盟
45年	7月	花巻市、水沢市、江刺市、胆沢郡金ヶ崎町、和賀郡東和町を事業区域に拡張
	9月	本店を現在地に新築移転
46年	4月	全国の銀行等と為替取引業務開始
49年	9月	常盤台支店開設
51年	10月	全しんきんシステムオンライン為替開始
52年	2月	藤根支店を現在地に新築移転
	6月	大堤支店開設
53年	4月	藤根支店が江釣子村の指定代理金融機関に、また和賀町の収納代理金融機関の指定受ける
53年	6月	北上駅前支店開設
54年	3月	沢内村と収納代理金融機関の契約締結
	4月	両替商業務の取扱開始
56年	9月	柳原支店開設
57年	2月	西和賀支店が湯田町指定金融機関の指定受ける
	12月	北上駅前支店が現在地に新築移転
59年	12月	証券業務（国債の募集・保護預り業務）取扱開始
	12月	むらさきの支店開設
61年	7月	西和賀支店を現在地に新築移転
62年	12月	本店が日本銀行仙台支店と当座預金取引開始
63年	11月	本店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける

◆平成のあゆみ

平成元年	7月	藤根支店、西和賀支店が日本銀行歳入代理店の承認受ける
2年	7月	常盤台支店、北上駅前支店が日本銀行歳入代理店の承認受ける
3年	7月	大堤支店、むらさきの支店が日本銀行歳入代理店の承認受ける
4年	7月	柳原支店が日本銀行歳入代理店の承認受ける
5年	6月	定期預金金利完全自由化
	7月	東支店を開設
8年	4月	東日本建設業保証㈱業務代理の取扱開始
	7月	岩手県内に本店を置く金融機関としてはじめて、インターネット上にホームページを開設
	9月	常盤台支店を現在地に新築移転
	8月	サンクス北上藤根店出張所（ATM機）開設
11年	3月	郵便貯金カードへの現金自動機開放を提携
12年	3月	さくら野北上店出張所（ATM機）開設
	12月	しんきんATMゼロネットサービス取扱開始
13年	3月	本店でスポーツ振興くじ（toto）の当選金払戻し業務開始
	11月	北上駅出張所（ATM機）開設
14年	1月	県内ではじめて正月三が日のATM稼動を実施
	10月	生保窓販業務取扱開始
15年	6月	個人向け国債等の募集取扱開始
	10月	岩手県内に本店を置く金融機関としてはじめて法人向けインターネットバンキングサービス開始
	6月	国民生活金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結
	7月	中小企業金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結
	12月	農林漁業金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結
	12月	決済用普通預金の取扱開始
17年	11月	北上金属工業協同組合出張所（ATM機）開設
18年	1月	4業態ATM相互入金業務取扱開始
	11月	アメリカンワールド共同出張所（ATM機）開設
19年	1月	セブン銀行とのATM提携を開始
	3月	沢内共同出張所（ATM機）開設
	7月	スーパーオセン北上店共同出張所（ATM機）開設
20年	2月	西和賀町指定金融機関の指定を受ける
	6月	イオン銀行とのATM提携を開始
21年	4月	岩手県立中部病院共同出張所（ATM機）開設
	7月	しんきん携帯電子マネーチャージサービス取扱開始
24年	5月	ICキャッシュカード取扱い開始
	5月	ジョイス北上鬼柳店共同出張所（ATM機）開設
24年	8月	JR東日本の駅のATMコーナー「VIEW ALTTE」（ビューアルッテ）における当金庫のキャッシュカード取扱開始
24年	12月	M&A仲介業務の取扱開始
25年	2月	中小企業の新たな事業活動の推進に関する法律に基づき、経営革新等支援機関として認定を受ける
	2月	しんきん電子記録債権サービス取扱開始
26年	9月	北上市と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
	11月	西和賀町と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
28年	11月	金ケ崎町と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
29年	5月	日本政策金融公庫農林水産事業の本部と県内信用金庫では初めて「CDSに関する基本契約」を締結
	6月	「信用金庫社会貢献賞」「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞
	10月	個人向け信託業務代理業の取扱開始
31年	2月	日高見の国地域振興ファンドの設立
	2月	岩手日報・47CLUBとの地域産業振興に関する連携協定調印

◆令和のあゆみ

令和元年	9月	通帳レスサービス「きたしんすまーと通帳」の取扱開始
2年	4月	出資証券の電子化による証券不発行を開始
	5月	柳原支店を現在地に新築移転
		きたしんローンプラザを柳原支店に開設（毎週日曜日開催）

黒澤尻大字町分所在当時の北上信用金庫本店
（昭和28年5月16日～昭和45年8月31日）

店舗のご案内　～充実したネットワーク～

※北上信用金庫金融機関コード「1154」（全店共通）

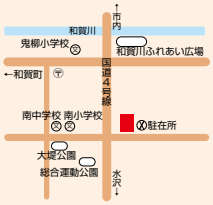

5 大堤支店　店番号 005

〒024－0055北上市大堤南一丁目4－23
TEL 0197－67－2332㈹　FAX 0197－71－2950
支店長　小田島　智巳

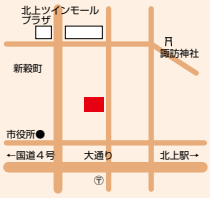

1 本店　店番号 001

〒024－0094 北上市本通り一丁目 5－30
TEL 0197－63－2307㈹　FAX 0197－63－2310
本店長　佐藤　実

6 北上駅前支店　店番号 006

〒024－0061北上市大通り二丁目3－4
TEL 0197－65－3281㈹　FAX 0197－61－2186
支店長　佐藤　実

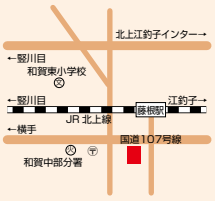

2 藤根支店　店番号 002

〒024－0073 北上市下江釣子 11－75－3
TEL 0197－73－5231㈹　FAX 0197－73－5209
支店長　髙橋　祐樹

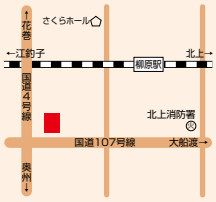

7 柳原支店　店番号 007

〒024－0083北上市柳原町二丁目3－18
TEL 0197－63－2244㈹　FAX 0197－61－2187
支店長　千田　誠志

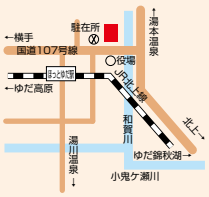

3 西和賀支店　店番号 003

〒029－5512 和賀郡西和賀町川尻 40－40－50
TEL 0197－82－2220㈹　FAX 0197－81－1027
支店長　髙橋　　栄

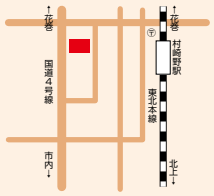

8 むらさきの支店　店番号 008

〒024－0004北上市村崎野15－268－4
TEL 0197－66－3133㈹　FAX 0197－71－3486
支店長　齋藤　史子

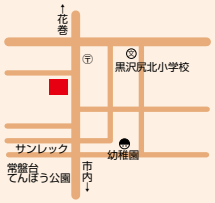

4 常盤台支店　店番号 004

〒024－0012 北上市常盤台二丁目 13－28
TEL 0197－63－6171㈹　FAX 0197－61－2184
支店長　木村　智章

9 東支店　店番号 009

〒024－0022北上市黒沢尻二丁目4－13
TEL 0197－63－8511㈹　FAX 0197－61－2189
支店長　菊池　訓

（2020年6月末現在）

当金庫の概要　～北上信用金庫の事業と組織のあらまし～

主な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記１～３の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
(1) 債務の保証又は手形の引受け
(2) 有価証券（(5) に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
(3) 有価証券の貸付け
(4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
(5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
(6) 短期社債等の取得又は譲渡
(7) 次に掲げる者の業務の代理
・独立行政法人住宅金融支援機構
・株式会社日本政策金融公庫
・独立行政法人中小企業基盤整備機構
・日本酒造組合中央会
・一般社団法人しんきん保証基金
・一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
・一般財団法人建設業振興基金
・一般社団法人全国石油協会
・日本銀行
・独立行政法人福祉医療機構
・年金積立金管理運用独立行政法人
・東日本建設業保証株式会社
・独立行政法人勤労者退職金共済機構
(8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
イ　金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
(9) 次に掲げる信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
信金中央金庫
(10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
(11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
(12) 振替業
(13) 両替
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記４により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
(1) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託又は都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
(2) 保険業法（平成７年法律第 105 号）第 275 条第１項により行う保険募集
(3) 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）により行う業務
(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
(5) 電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 58 条第２項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

■組織図

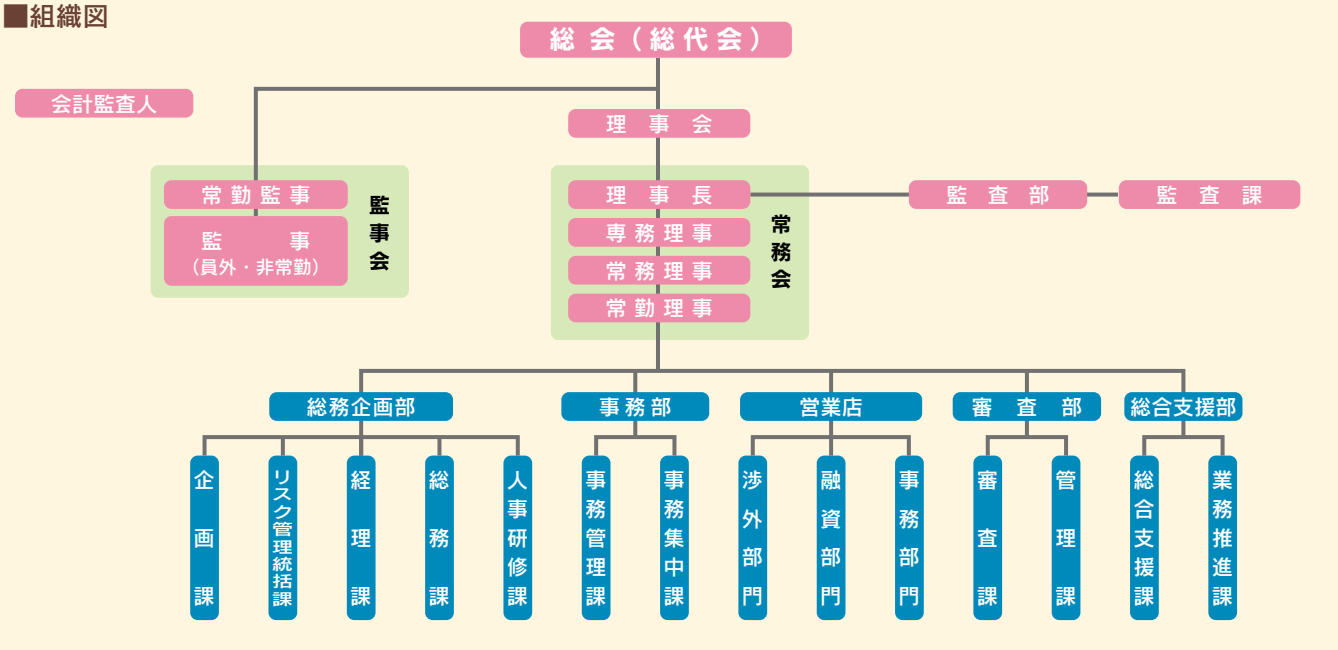

当金庫の概要　～北上信用金庫の事業と組織のあらまし～

■ 役員

◎理 事 長（代表理事）　木村　幸男
◎専務理事（代表理事）　阿部　克紀
◎常務理事（代表理事・監査部長）　菅原　　高
◎常勤理事（総務企画部長）　青木　　崇
◎常勤理事（審査部長）　吉田　和也
◎理　　事　髙橋　祥元
◎理　　事　佐藤　博文
◎理　　事　髙橋　　智
◎理　　事　藤原　康史
◎常勤監事　及川　　敦
◎監　　事　髙屋敷克廣
◎監　　事　小原　　謙

（2020 年 6 月末現在）

※理事　髙橋祥元、佐藤博文、髙橋智、藤原康史は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※監事　髙屋敷克廣は信用金庫法第 32 条第 5 項に定める員外監事です。

■ 職員

	第68期 2016年3月末	第69期 2017年3月末	第70期 2018年3月末	第71期 2019年3月末	第72期 2020年3月末
職　員　数	102 名	104 名	96 名	86 名	85 名
うち男子	66 名	65 名	61 名	57 名	56 名
うち女子	36 名	39 名	35 名	29 名	30 名
平　均　年　齢	36 歳 0 ヵ月	36 歳 3 ヵ月	36 歳 11 ヵ月	37 歳 3 ヵ月	36 歳 10 ヵ月
うち男子	38 歳 8 ヵ月	39 歳 1 ヵ月	38 歳 11 ヵ月	39 歳 2 ヵ月	38 歳 4 ヵ月
うち女子	31 歳 0 ヵ月	31 歳 0 ヵ月	32 歳 3 ヵ月	33 歳 7 ヵ月	34 歳 0 ヵ月
平均勤続年数	14 年 3 ヵ月	14 年 1 ヵ月	15 年 10 ヵ月	16 年 0 ヵ月	15 年 4 ヵ月
平均給与月額	243 千円	257 千円	255 千円	266 千円	266 千円

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法等を規程で定めております。

(2) 2019 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	69

（注）1. 対象役員に該当する理事は 6 名、監事は 1 名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」62 百万円、「賞与」3 百万円、「退職慰労金」は 3 百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号）第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号並びに第 3 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は 、2019 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2019 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■ 子会社等

該当ございません。

総代会機能をご理解いただくために ～総代会制度と総代の選任について～

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任及び総代選考委員の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、総代懇談会やお客様アンケートなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

総代とその選任方法について

（1）総代の任期・定年

・総代の任期は3年です。
・総代の重任は妨げません。
・総代の定年は満80歳です。但し、任期の途中で年齢が80歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとします。
・総代の定数は70人で、会員数に応じて各選任区域毎に定められております。なお、2020年3月末現在の会員は11,950人で、2020年6月末現在の総代数は70人です。

（2）総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
③その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

◎総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

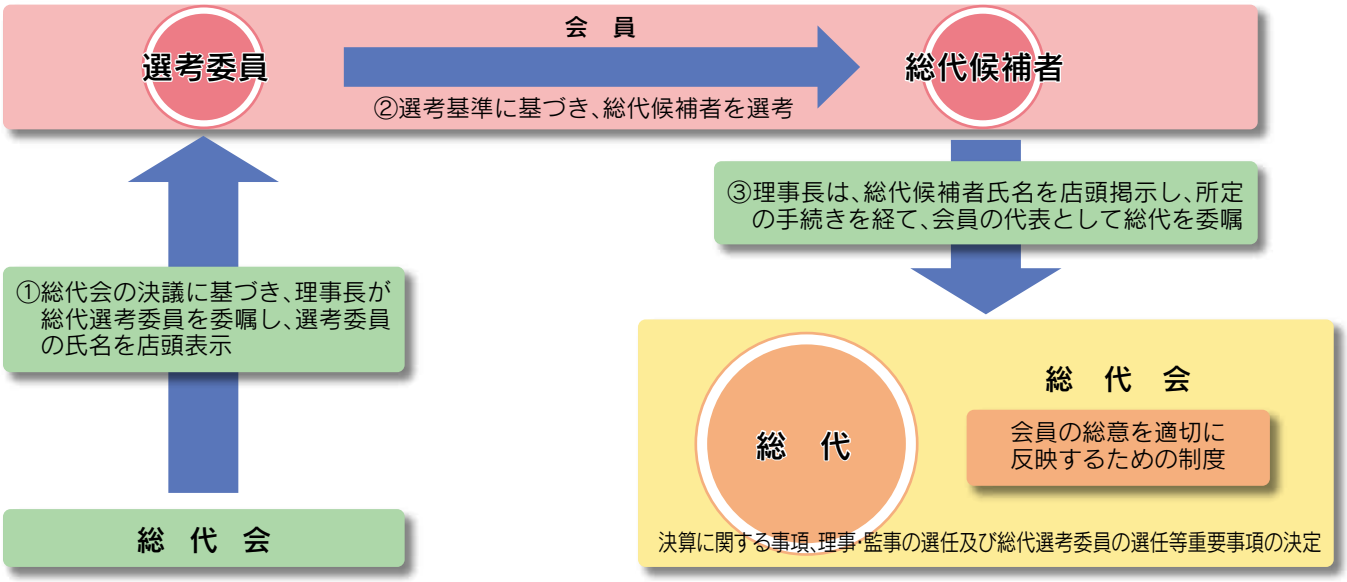

注 ▶総代候補者選考基準

①資格要件
　・当金庫の会員であること
②適格要件
　・総代としてふさわしい見識を有している者
　・良識をもって正しい判断ができる者
　・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
　・その他総代選考委員が適格と認めた者

▶会員の資格

①当金庫の地区内（北上市、花巻市（旧稗貫郡大迫町及び石鳥谷町を除く。）、奥州市（旧胆沢郡前沢町、胆沢町及び衣川村を除く。）、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ケ崎町に住所または居所を有する者
②当金庫の地区内に事業所を有する者
③当金庫の地区内において勤労に従事する者
④当金庫の地区内に事業所を有する者の役員及びこの金庫の役員

ただし、①または②に該当する個人にあっては、常時使用する従業員の数が300人を超える事業者を除く。
また、①または②に該当する法人にあっては、常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、資本の額または出資の総額が9億円を超える事業者を除く。
なお、会員は出資1口（出資1口の金額500円）以上を有し、出資額は5,000円以上でなければならない。

総代と通常総代会について　～総代会の状況のご報告～

総代が選任されるまでの手続きについて

総代は3ステップを踏んで選任されます

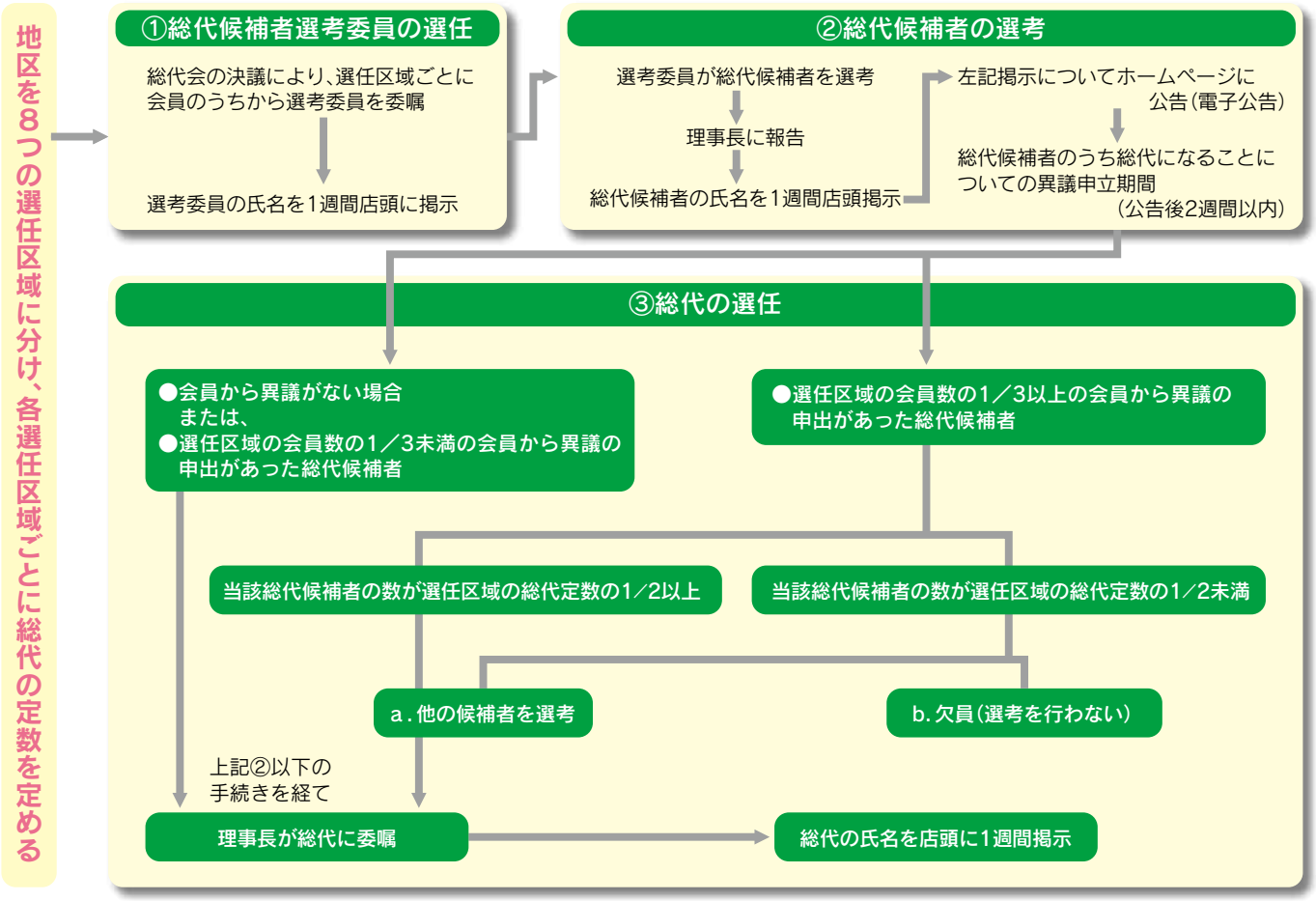

◆第72回通常総代会（2020年6月19日開催）決議事項

第72回通常総代会において、次の事項が決議され、それぞれ原案の通り了承されました。

報告事項

第72期（2019年度）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案　第72期（2019年度）剰余金処分案の承認を求める件

原案通り承認されました。

第2号議案　理事の任期満了に伴う選任の件

原案通り承認されました。木村幸男、阿部克紀、青木崇、吉田和也、髙橋祥元、佐藤博文、髙橋智、藤原康史の8名が再任され、菅原高が新任されました。

第3号議案　監事選任の件

原案通り承認されました。及川敦が新任されました。

総代と通常総代会について ～総代会の状況のご報告～

選任区域ごと会員数および年齢別総代数

第１区 北上市常盤台・堤ヶ丘・藤沢・町分・さくら通り・川岸・中野町・上野町・孫屋敷・里分・小鳥崎・黒沢尻・立花・黒岩・湯沢・平沢・口内町

第２区 北上市本通り・花園町・諏訪町・本石町・幸町・柳原町・有田町

第３区 北上市青柳町・新穀町・芳町・大曲町・鍛冶町・九年橋・大通り・若宮町

第４区 北上市飯豊・村崎野・成田・二子町・更木・臥牛・流通センター・北工業団地・花巻市（旧稗貫郡大迫町及び石鳥谷町を除く）

第５区 北上市鬼柳町・上鬼柳・下鬼柳・大堤・相去町・稲瀬町・奥州市（旧胆沢郡前沢町・胆沢町及び衣川村を除く）・胆沢郡金ケ崎町

第６区 北上市上江釣子・下江釣子・滑田・新平・鳩岡崎・北鬼柳

第７区 北上市和賀町

第８区 和賀郡西和賀町

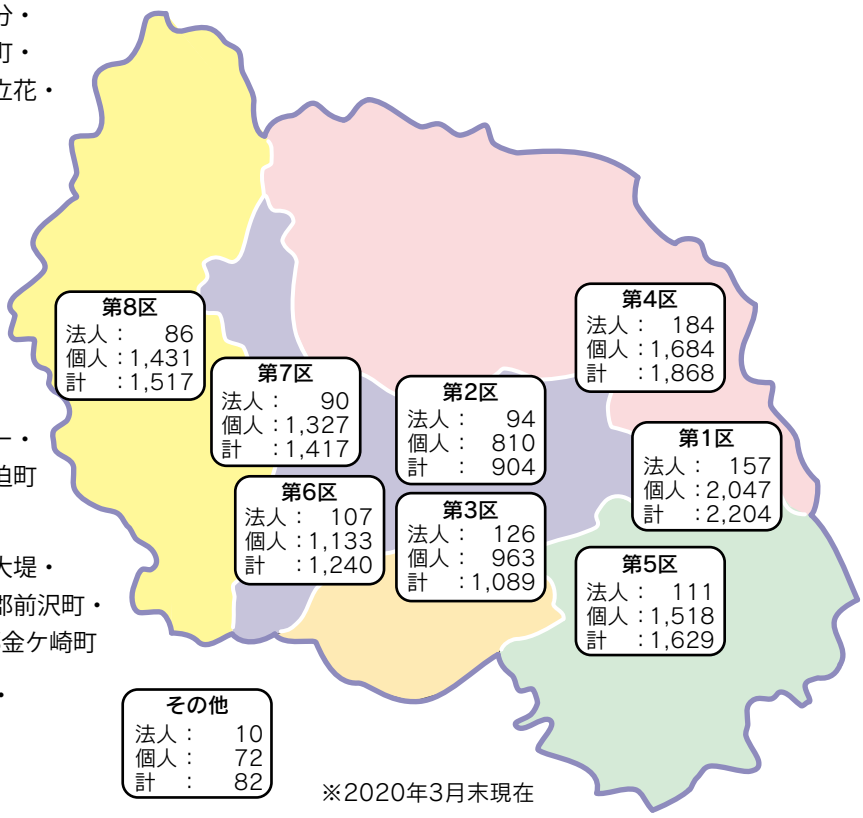

※2020年3月末現在

◆総代のご紹介

※氏名の後の数字は総代への就任回数です

選任区域	総代数等	氏名
第１区	14名（定員14名）	中村好雄⑮、阿部吉夫⑧、藤原澄夫⑥、佐々木信雄⑥、菊池隆⑤、鬼柳攻⑤、阿部大司④、軽石昇③、小菅誠③、菅原浩一③、小松一男②、後藤功②、伊藤久哉②、谷村康弘②
第２区	6名（定員6名）	吉田建彦⑨、小原正至⑤、松村政和⑤、藤田正美④、八重樫守民③、伊藤甚八③
第３区	7名（定員7名）	伊藤資⑧、片方秀也⑦、前田益生④、千田和秋②、八重樫徹子②、小瀬川泰志①、石川博文①
第４区	9名（定員9名）	小原満雄⑧、菊池久男⑧、中野幸男⑧、川邊三千年⑦、佐々木源悦⑦、八重樫守⑤、小森田正信③、高橋和男③、菊池徳男②
第５区	9名（定員9名）	佐藤正昭⑭、上神田竹夫⑥、小田島秀一⑤、千田孝幹⑤、千田富士夫⑤、照井勉③、高橋義典②、八重樫チメ②、星一昭①
第６区	8名（定員8名）	渡辺和美⑦、村田守男⑤、伊藤晴友④、佐藤貞充②、伊藤英明②、江釣子卓也①、菊池治夫①、鈴木信也①
第７区	8名（定員8名）	高橋清光⑥、照井寛幸④、高橋伸夫④、及川寿之④、遠藤渡③、菊池進一②、高橋信行②、高橋和幸②
第８区	9名（定員9名）	高橋卓也⑧、高橋勉⑧、鎌田綾子⑦、猿橋重一⑦、佐藤一久⑤、小笠原弘明④、山本雅彦④、高橋繁廣④、高橋悟③

（2020年6月末現在）

◆総代の属性別構成比

属性別	構成比	
職業別	会社役員	91.43%
	個人事業主	7.14%
	個人	1.43%
年代別	70代以上	44.20%
	60代	35.70%
	50代	15.70%
	40代	4.40%
業種別	建設業	31.43%
	卸売業、小売業	27.14%
	その他のサービス業	17.14%
	製造業	15.71%
	運輸業、郵便業	2.86%
	その他	2.86%
	物品賃貸業	1.43%
	電気、ガス、熱供給、水道業	1.43%

（2020年6月末現在）

関連団体　～信用金庫業界の関連団体のご案内～

信用金庫業界の関連団体のご案内

信金中央金庫　～信用金庫のセントラルバンク～

SCB

Shinkin　Central　Bank

信金中央金庫（信金中金）は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

信金中金の2020年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて**約33兆円**にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

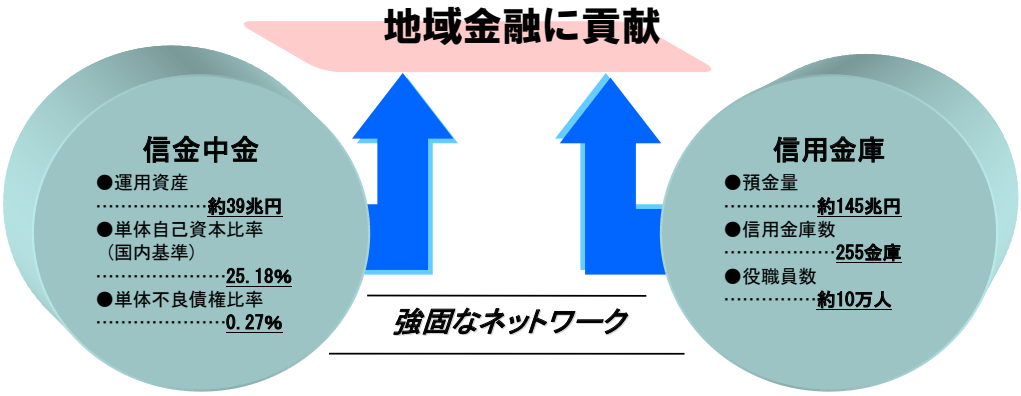

上記計数は、2020年3月末現在　　上記計数は、2020年3月末現在

信用金庫の業務にかかるサポート

- 中小企業のビジネスマッチング
- 信用金庫顧客の海外進出支援
- 個人の資産形成や相続にかかる業務の支援
- 地域創生やフィンテックの活用など

信用金庫の経営にかかるサポート

- 信用金庫向け金融商品の提供
- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫の業務効率化・経費削減
- 信用金庫の経営分析、経営相談など

信用金庫業界の資金運用

- 信用金庫から預け入れた預金や金融債を発行して調達した資金を国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

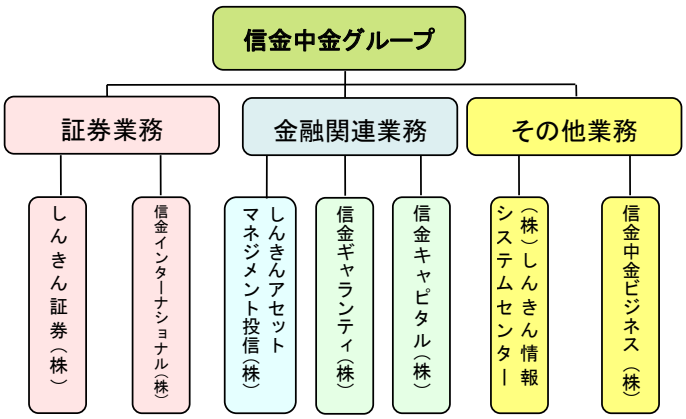

邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング（S&P）	A
格付投資情報センター（R&I）	A+
日本格付研究所（JCR）	AA

2020年4月末現在

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づくディスクロージャーの記載事項

1. 金庫の概況及び組織に関する事項 ページ

①事業の組織……25
②理事・監事の氏名及び役職名……26
③会計監査人の氏名又は名称……33
④事務所の名称及び所在地……24

2. 金庫の主要な事業の内容 ……25

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況……6
(2) 直近の５事業年度における主要な事業の状況を示す指標
①経常収益……6
②経常利益又は経常損失……6
③当期純利益又は当期純損失……6
④出資総額及び出資総口数……6
⑤純資産額……6
⑥総資産額……6
⑦預金積金残高……6
⑧貸出金残高……6
⑨有価証券残高……6
⑩単体自己資本比率……6
⑪出資に対する配当金……6
⑫職員数……6
(3) 直近の２事業年度における事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標
ア．業務粗利益、業務粗利益率及び業務純益……36
イ．資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支……37
ウ．資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや……36
エ．受取利息及び支払利息の増減……37
オ．総資産経常利益率……36
カ．総資産当期純利益率……36
②預金に関する指標
ア．流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他預金の平均残高……38
イ．固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 38
③貸出金等に関する指標
ア．手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……38
イ．固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……38
ウ．担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額……38
エ．使途別の貸出金残高……39
オ．業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合……39
カ．預貸率の期末値及び期中平均値……39
④有価証券に関する指標
ア．商品有価証券の種類別の平均残高……40
イ．有価証券の種類別の残存期間別の残高……40
ウ．有価証券の種類別の平均残高……41
エ．預証率の期末値及び期中平均値……41

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制……15
(2) 法令等遵守の体制……16
(3) 金融 ADR 制度への対応……17～18

5. 金庫の直近の２事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書……32～33
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破綻先債権……7
②延滞債権……7
③３ヵ月以上延滞債権……7
④貸出条件緩和債権……7
(3) 金融再生法開示債権の状況……7
(4) 自己資本の充実の状況……8～14
(5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
①有価証券……41
②金銭の信託……42
③規則第 102 条第１項第５号に掲げる取引……42
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……12
(7) 貸出金償却の額……39
(8) 会計監査人の監査を受けている旨……33
(9) 報酬等に関する事項……26
(10) 財務諸表の適正性に係る内部監査の有効性確認 33

6. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項 ……6,26

貸借対照表

[資産の部]

（単位：百万円）

科目	第71期 2019年3月31日	第72期 2020年3月31日
現金	1,555	1,606
預け金	31,356	29,369
買入金銭債権	1,051	1,357
金銭の信託	100	200
商品有価証券	－	－
有価証券	18,636	20,289
国債	630	1,334
地方債	4,238	3,986
社債	8,696	9,521
株式	44	12
その他の証券	5,027	5,433
貸出金	46,387	46,186
割引手形	679	563
手形貸付	2,557	1,696
証書貸付	40,039	40,660
当座貸越	3,110	3,267
その他資産	552	512
未決済為替貸	29	15
信金中金出資金	395	395
前払費用	0	－
未収収益	102	77
その他の資産	23	23
有形固定資産	530	662
建物	263	246
土地	204	200
リース資産	－	－
建設仮勘定	0	149
その他の有形固定資産	61	65
無形固定資産	40	30
ソフトウェア	34	24
のれん	－	－
リース資産	－	－
その他の無形固定資産	5	5
前払年金費用	92	86
繰延税金資産	38	6
再評価に係る繰延税金資産	－	－
債務保証見返	161	169
貸倒引当金	△ 1,451	△ 1,174
（うち個別貸倒引当金）	△ 1,345	△ 1,021
資産の部合計	99,051	99,302

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

[負債及び純資産の部]

（単位：百万円）

科目	第71期 2019年3月31日	第72期 2020年3月31日
預金積金	91,163	92,110
当座預金	344	326
普通預金	39,535	41,133
貯蓄預金	520	522
通知預金	159	21
定期預金	43,890	42,919
定期積金	6,397	6,472
その他の預金	315	714
譲渡性預金	－	－
借用金	1,100	1,100
借入金	1,100	1,100
その他負債	153	117
未決済為替借	54	22
未払費用	37	33
給付補填備金	4	4
未払法人税等	0	0
前受収益	15	18
払戻未済金	3	1
資産除去債務	19	19
その他の負債	16	17
賞与引当金	46	46
役員賞与引当金	－	－
退職給付引当金	－	－
役員退職慰労引当金	62	37
その他の引当金	2	5
特別法上の引当金	－	－
繰延税金負債	－	－
再評価に係る繰延税金負債	22	22
債務保証	161	169
負債の部合計	92,712	93,608
出資金	349	349
普通出資金	349	349
優先出資申込証拠金	－	－
資本剰余金	－	－
利益剰余金	5,721	5,057
利益準備金	344	349
その他利益剰余金	5,377	4,708
特別積立金	4,510	4,510
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）	867	198
処分未済持分	△ 3	△ 0
自己優先出資	－	－
自己優先出資申込証拠金	－	－
会員勘定合計	6,068	5,406
その他有価証券評価差額金	254	270
繰延ヘッジ損益	－	－
土地再評価差額金	16	16
評価・換算差額等合計	271	287
純資産の部合計	6,339	5,693
負債及び純資産の部合計	99,051	99,302

損益計算書

（単位：千円）

科目	第71期 自: 2018年4月 1日 至: 2019年3月31日	第72期 自: 2019年4月 1日 至: 2020年3月31日
経常収益	1,456,286	1,364,418
資金運用収益	1,177,858	1,116,072
貸出金利息	899,583	866,647
預け金利息	46,746	39,398
有価証券利息配当金	215,277	193,693
その他の受入利息	16,251	16,333
役務取引等収益	165,132	164,266
受入為替手数料	91,332	91,533
その他の役務収益	73,800	72,733
その他業務収益	95,685	73,070
外国為替売買益	413	−
国債等債券売却益	83,322	46,530
国債等債券償還益	−	−
その他の業務収益	11,949	26,539
その他経常収益	17,609	11,008
貸倒引当金戻入益	−	−
償却債権取立益	494	322
株式等売却益	9,388	1,954
金銭の信託運用益	126	344
その他の経常収益	7,600	8,387
経常費用	1,355,524	1,990,615
資金調達費用	20,187	15,000
預金利息	18,520	13,597
給付補填備金繰入額	1,667	1,403
借用金利息	−	−
その他の支払利息	−	−
役務取引等費用	123,007	133,684
支払為替手数料	15,954	15,262
その他の役務費用	107,053	118,422
その他業務費用	16,745	6,541
外国為替売買損	−	325
国債等債券売却損	435	−
国債等債券償還損	16,230	1,347
国債等債券償却	−	−
その他の業務費用	79	4,868
経費	1,113,301	1,089,071
人件費	661,901	657,724
物件費	433,326	414,675
税金	18,074	16,671
その他経常費用	82,282	746,318
貸倒引当金繰入額	69,830	712,353
貸出金償却	−	−
株式等売却損	2,151	16,438
株式等償却	0	−
その他資産償却	0	−
その他の経常費用	10,300	17,525
経常利益（又は経常損失）	100,761	△ 626,197
特別利益	796	−
固定資産処分益	796	−
その他の特別利益	−	−
特別損失	1,646	4,299
固定資産処分損	0	252
減損損失	1,646	4,047
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	99,911	△ 630,496
法人税、住民税及び事業税	703	703
法人税等調整額	37,639	26,311
法人税等合計	38,342	27,014
当期純利益（又は当期純損失）	61,569	△ 657,510
繰越金（当期首残高）	796,199	855,747
創立70周年記念事業特別積立金取崩額	9,937	−
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）	867,706	198,236

（注）1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
（注）2.出資金1口当り当期純損失金額　946円39銭（第72期）

剰余金処分計算書

（単位：円）

科目	第71期 自: 2018年4月 1日 至: 2019年3月31日	第72期 自: 2019年4月 1日 至: 2020年3月31日
当期未処分剰余金	867,706,252	198,236,469
積立金取崩額	62,840	−
剰余金処分額	12,022,028	6,932,191
利益準備金	5,141,000	−
普通出資に対する配当金	6,881,028	6,932,191
（普通出資に対する配当率）	(2%)	(2%)
繰越金（当期末残高）	855,747,064	191,304,278

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性確認

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、並びに財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年6月22日
北上信用金庫
理事長　木村　幸男

会計監査人による監査

第71期及び第72期の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人による監査を受けております。

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記 2 と同じ方法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　12 年～ 50 年
その他　4 年～ 20 年

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却･引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会　銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成 24 年 7 月 4 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成 27 年 3 月 26 日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

8-2. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算する事ができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（平成 31 年 3 月 31 日現在）
年金資産の額　1,650,650 百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額　1,782,453 百万円
差引額　△ 131,803 百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
（平成 31 年 3 月 31 日現在）0.0827%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 180,752 百万円及び年金財政計算上の別途積立金 48,949 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 15 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 30 百万円

13. 有形固定資産の減価償却累計額 1,357 百万円

14. 貸出金のうち、破綻先債権額は 390 百万円、延滞債権額は 1,242 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

15. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は－百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は－百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

17. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,632 百万円であります。
なお、15. から 17. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 563 百万円であります。

19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産　預け金　1,100 百万円
担保資産に対応する債務　借用金　1,100 百万円
上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金 3,000 百万円、日本銀行の取引の担保として、有価証券 100 百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金 5 百万円が含まれております。

20. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成 11 年 3 月 31 日
同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に基づいて、公示地価及び基準地価をもとに国税庁が定めた相続税等の財産評価基準書の路線価図等により調整を行って算出しております。
同法第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
△ 104 百万円

21. 出資 1 口当りの純資産額 8,150 円 72 銭

22. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
（ｉ）金利リスクの管理
当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。
ALM に関する規則及び管理運営方針において、リスク管理方針や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定された ALM に関する方

針に基づき、ALM 委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、総務企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務企画部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

（ⅲ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク（及び価格変動リスク）の影響を受ける主たる金融商品は、貸出金、有価証券、預け金、及び預金であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫の VaR は分散共分散法（保有期間 252 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 2 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値、相関考慮）は、全体で 1,280 百万円です。
なお、当金庫では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。
令和元年度に関して実施したバックテスティングの結果、実際の損失が VaR を超えた回数は 250 回中 0 回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項
令和 2 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預け金	29,369	29,428	59
貸出金	46,186		
貸倒引当金（※）	△ 1,174		
	45,012	46,231	1,218
有価証券	20,255	20,296	41
満期保有目的	2,379	2,420	41
その他有価証券	17,875	17,875	−
買入金銭債権	1,357	1,358	0
金銭の信託	200	200	−
金融資産計	96,194	97,515	1,320
預金積金	92,110	92,152	42
借用金	1,100	1,100	—
金融負債計	93,210	93,252	42

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注 1）　金融資産の時価等の算定方法
金融資産
（1）　預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
（2）　有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
（3）　買入金銭債権
買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。
（4）　貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①　破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ･フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
②　①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③　①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額
金融負債
（1）　預金積金
要求払預金等、期間の定めの無いものについては、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金・積立定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。
（2）　借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注 2）　時価を把握する事が極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式　(*1)(*2)	9
組合出資金	24
合　計	34

（*1）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
（*2）　組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金（※）1	12,861	3,012	700	−
有価証券（※）1	415	3,607	9,401	6,225
満期保有目的の債券	163	553	717	945
その他有価証券のうち満期があるもの	251	3,054	8,684	5,280
貸出金（※）2	7,672	13,192	9,906	10,442
合　計	20,948	19,812	20,008	16,667

（※）1　預け金、有価証券のうち期間の定めのないものは含めておりません。
（※）2　貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注 4）　借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金	37,119	10,745	73	—
借用金	1,100	—	—	—
合　計	38,219	10,745	73	—

（注）　預金積金のうち要求払預金等、期間の定めの無いものについては、含めておりません。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26. まで同様であります。
満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	802	859	57
	短期社債	—	—	—
	社債	500	511	11
	その他	300	314	14
	小計	1,602	1,685	83
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	477	452	△ 24
	その他	300	283	△ 16
	小計	777	735	△ 41
合計		2,379	2,420	41

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	8,625	8,355	269
	国債	527	501	26
	地方債	2,691	2,650	41
	短期社債	—	—	—
	社債	5,405	5,203	202
	その他	3,744	3,537	207
	小計	12,369	11,892	476
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2	4	△1
	債券	4,438	4,517	△79
	国債	806	813	△6
	地方債	493	500	△6
	短期社債	—	—	—
	社債	3,138	3,204	△66
	その他	1,064	1,090	△25
	小計	5,503	5,607	△104
合計		17,872	17,500	372

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	25	－	12
債券	1,046	46	－
国債	－	－	－
地方債	418	18	－
短期社債	－	－	－
社債	627	27	－
その他	257	10	1
合計	1,329	56	13

26. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表上計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	－	－

27. その他の金銭信託（運用目的及び満期保有目的以外）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭信託	200	200	－	－	－

（注）「うち貸借対照表上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,249 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 7,418 百万円、1 年超のものが 10,830 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	449 百万円
貸倒引当金	155
その他	52
繰延税金資産小計	658
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	△351
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△175
評価性引当額小計	△527
繰延税金資産合計	131
繰延税金負債	
前払年金費用	23
有価証券	100
繰延税金負債合計	124
繰延税金資産の純額	6 百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 （令和２年３月31日）

	1年以内（百万円）	1年超2年以内（百万円）	2年超3年以内（百万円）	3年超4年以内（百万円）	4年超5年以内（百万円）	5年超（百万円）	合計（百万円）
税務上の繰越欠損金（＊1）	－	－	－	－	－	449	449
評価性引当額	－	－	－	－	－	△351	△351
繰延税金資産	－	－	－	－	－	98	98

（＊1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

◆ 主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
資金運用収支	1,157,670	1,101,086
資金運用収益	1,177,858	1,116,058
資金調達費用	20,187	14,985
役務取引等収支	42,125	30,582
役務取引等収益	165,132	164,266
役務取引等費用	123,007	133,684
その他の業務収支	78,940	66,529
その他業務収益	95,685	73,070
その他業務費用	16,745	6,541
業務粗利益	1,278,746	1,198,198
業務粗利益率	1.24%	1.16%

（注）1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（2018年度10千円、2019年度14千円）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

利ざや・利益率

（単位：%）

	2018年度	2019年度
資金運用利回	1.14	1.08
資金調達原価率	1.11	1.10
総資金利ざや	0.03	△0.02
総資産経常利益率	0.09	△0.59
総資産当期純利益率	0.05	△0.62

（注）
総資産経常（当期純）利益率＝

$$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

業務純益

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
業務純益		71,554
実質業務純益		118,352
コア業務純益		73,169
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）		66,353

（注）1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
資金運用勘定	103,053	102,730	1,177,858	1,116,072	1.14	1.08
うち貸出金	45,791	46,081	899,583	866,647	1.96	1.88
うち預け金	36,642	35,832	46,746	39,398	0.12	0.10
うち商品有価証券	−	−	−	−	−	−
うち有価証券	18,381	18,892	215,277	193,693	1.17	1.02
資金調達勘定	99,139	98,941	20,187	15,000	0.02	0.01
うち預金積金	98,039	97,841	20,187	15,000	0.02	0.01
うち譲渡性預金	−	−	−	−	−	−
うち借用金	1,100	1,100	−	−	−	−

※預金積金などで調達した資金は、主に貸出金に運用していますが、余裕資金は預け金（主に信金中央金庫）、有価証券投資などへ安全性を第一に効率的な運用を行っております。

受取・支払利息の増減

（単位：千円）

	2018年度			2019年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△594,285	546,929	△47,356	△705,301	643,516	△61,785
うち貸出金	△387,205	367,550	△19,655	△645,549	612,613	△32,936
うち預け金	△3,144	899	△2,245	△8,818	1,470	△7,348
うち商品有価証券	−	−	−	−	−	−
うち有価証券	△345,288	317,665	△27,623	△252,536	230,952	△21,584
支払利息	△1,250	△5,002	△6,252	△1,037	△4,150	△5,187
うち預金積金	△1,250	△5,002	△6,252	△1,037	△4,150	△5,187
うち譲渡性預金	−	−	−	−	−	−
うち借用金	0	−	−	0	−	−

※残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

役務取引等の内訳

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
役務取引等収益	165,132	164,266
受入為替手数料	91,332	91,533
その他の受入手数料	73,800	72,733
その他の役務取引等収益	−	−
役務取引等費用	123,007	133,684
支払為替手数料	15,954	15,262
その他の支払手数料	16,694	16,894
その他の役務取引等費用	90,358	101,527

その他業務利益の内訳

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
その他業務収益	95,685	73,070
外国為替売買益	413	−
商品有価証券売買益	−	−
国債等債券売却益	83,322	46,530
国債等債券償還益	−	−
その他の業務収益	11,949	26,539
その他業務費用	16,745	6,541
外国為替売買損	−	325
商品有価証券売買損	−	−
国債等債券売却損	435	−
国債等債券償還損	16,230	1,347
国債等債券償却	−	−
その他の業務費用	79	4,868
その他業務利益	78,940	66,529

経費の内訳

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
人件費	661,901	657,724
報酬給料手当	509,771	490,480
退職給付費用	57,451	90,395
その他	94,678	76,848
物件費	433,326	414,675
事務費	160,938	161,258
うち旅費・交通費	3,031	2,836
うち通信費	15,069	12,604
うち事務機械賃借料	5,147	450
うち事務委託費	100,686	106,562
固定資産費	85,723	91,730
うち土地建物賃借料	13,899	15,779
うち保全管理費	55,203	56,501
事業費	59,669	57,136
うち広告宣伝費	15,568	10,182
うち交際費・寄贈費・諸会費	28,219	16,875
人事厚生費	11,401	13,890
減価償却費	83,392	58,656
その他	32,201	32,004
税金	18,074	16,671
合計	1,113,301	1,089,071

◆ 預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高　（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
流動性預金	43,656	46,175
うち有利息預金	38,240	40,689
定期性預金	54,383	51,666
うち固定金利定期預金	47,735	45,082
うち変動金利定期預金	1	1
その他	－	－
計	98,039	97,841
譲渡性預金	－	－
合計	98,039	97,841

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

定期預金残高　（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
定期預金	43,890	49,391
固定金利定期預金	43,888	42,919
変動金利定期預金	1	1
その他	－	－

預金者別預金残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
個人	66,904	67,755
法人	24,258	24,354
一般法人	20,488	20,465
金融機関	272	278
公金	3,497	3,611
合計	91,163	92,110

会員・会員外別預金残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
会員	40,693	41,580
会員外	50,470	50,530
合計	91,163	92,110

財形貯蓄残高

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
財形貯蓄残高	13,902	15,409

◆ 貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

貸出金平均残高　（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
手形貸付	2,049	2,106
証書貸付	40,216	40,190
当座貸越	2,932	3,190
割引手形	591	594
合計	45,791	46,081

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

貸出金残高　（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
貸出金	46,387	46,186
固定金利	27,851	27,537
変動金利	18,535	18,649

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳　（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	558	604
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	8,128	8,421
その他	23	22
計	8,710	9,047
信用保証協会・信用保険	15,757	15,648
保証	6,269	6,689
信用	15,649	14,801
合計	46,387	46,186

（注）1.「その他」は商業手形等を担保としたものです。
2.「信用保証協会・信用保険」は岩手県信用保証協会および（一社）しんきん保証基金の保証額等を掲載しています。
3.「保証」は割引手形や無担保で保証付のもの、「信用」は無担保で保証人による保証等を含めています。

債務保証見返の担保別内訳　（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	－	－
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	90	86
その他	－	－
計	90	86
信用保証協会・信用保険	－	－
保証	70	58
信用	－	24
合計	161	169

使途別の貸出金残高

貸出金使途別残高

（単位：百万円、%）

	2018年度		2019年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	19,190	41.4	20,214	43.8
運転資金	27,196	58.6	25,972	56.2
合計	46,387	100.0	46,186	100.0

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

貸出金業種別内訳

（単位：百万円、%）

業種区分	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	88	3,223	6.9	87	3,333	7.2
農業、林業	14	105	0.2	15	135	0.3
漁業	–	–	–	–	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	3	365	0.8	3	272	0.6
建設業	166	5,205	11.2	161	4,477	9.7
電気・ガス・熱供給・水道業	8	82	0.2	9	83	0.2
情報通信業	6	58	0.1	8	73	0.2
運輸業、郵便業	24	534	1.2	22	518	1.1
卸売業、小売業	137	2,363	5.1	125	2,498	5.4
金融業、保険業	17	3,908	8.4	17	4,278	9.3
不動産業	142	5,608	12.1	151	6,443	14.0
物品賃貸業	2	79	0.2	2	72	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	19	288	0.6	19	338	0.7
宿泊業	20	847	1.8	20	799	1.7
飲食業	91	983	2.1	85	889	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	52	2,676	5.8	53	1,419	3.1
教育、学習支援業	3	25	0.1	3	20	0.0
医療、福祉	38	1,612	3.5	37	1,496	3.2
その他のサービス	70	885	1.9	71	836	1.8
小計	900	28,855	62.2	888	27,989	60.6
地方公共団体	5	4,906	10.6	5	5,499	11.9
個人	4,667	12,625	27.2	4,435	12,697	27.5
合計	5,572	46,387	100.0	5,328	46,186	100.0

（注）業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

預貸率

（単位：%）

	2018年度	2019年度
期末預貸率	50.88	50.14
期中平均預貸率	46.70	47.09

$$預貸率＝\frac{貸出金}{預金積金＋譲渡性預金}\times 100$$

会員・会員外別貸出金残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
会員	35,926	34,594
会員外	10,461	11,592
合計	46,387	46,186

※当金庫は会員制度による地域金融機関ですから、融資先は原則として会員であることが条件です。
会員外の方は、700万円を限度として融資を受けることができます。

貸倒引当金内訳

自己資本の充実の状況等について　12ページ参照

貸出金償却の額

貸出金償却

（単位：千円）

	2018年度	2019年度
貸出金償却	119,321	0

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
消費者ローン	4,153	4,186
住宅ローン	8,472	8,511

代理貸付残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
信金中央金庫	127	142
日本政策金融公庫	13	10
独立行政法人住宅金融支援機構	1,011	838
独立行政法人福祉医療機構	31	43
独立行政法人中小企業基盤整備機構	9	0
合計	1,192	1,034

常勤役職員一人当たり預金及び貸出金残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
常勤役職員一人当たり預金	980	1,001
常勤役職員一人当たり貸出金	498	502

※役職員一人当たり預金と貸出金の残高は、金庫の生産性を示したものであり、収益性、効率性をはかる最も基本的な指標として重視されます。

一店舗当たり預金及び貸出金残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
一店舗当たり預金	10,129	10,234
一店舗当たり貸出金	5,154	5,131

※一店舗当たりの生産性を示す重要な指標となります。

退職給付会計

1．採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び厚生年金基金制度（総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入）を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

区分	2018年度	2019年度
退職給付債務	578,623	498,181
年金資産	－	－
前払年金費用	－	－
未認識過去勤務債務	－	－
未認識数理計算上の差異	－	－
その他（会計基準変更時差異の未処理額）	－	－
退職給付引当金	－	－

（注）当金庫では、簡便法を採用しておりますので、「退職給付債務」と「退職給付引当金」のみ記載しております。

3．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

区分	2018年度	2019年度
勤務費用	－	－
利息費用	－	－
期待運用収益	－	－
過去勤務債務の費用処理額	－	－
数理計算上の差異の費用処理額	－	－
会計基準変更時差異の費用処理額	－	－
その他（臨時に支払った割増退職金等）	－	－
退職給付費用（計）	△ 56,023	△ 92,493

（注）当金庫では、簡便法を採用しておりますので、「退職給付費用」のみ記載し、内訳の記入を省略しております。

◆ 有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

前年度、今年度いずれも該当ございません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

2018年度

（単位：百万円）

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	－	－	－	－	－	630	－	630
地方債	－	－	－	766	1,957	1,514	－	4,238
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	201	200	834	818	3,746	2,894	－	8,696
株式	－	－	－	－	－	－	132	132
外国証券	－	－	－	300	202	607	－	1,111
その他の証券	100	96	190	2,079	659	－	700	3,827

2019年度

（単位：百万円）

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	－	－	－	－	－	1,334	－	1,334
地方債	－	－	－	1,677	1,236	1,072	－	3,986
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	200	304	719	2,435	3,051	2,810	－	9,521
株式	－	－	－	－	－	－	111	111
外国証券	－	100	300	206	301	410	138	1,457
その他の証券	107	103	1,578	1,160	293	－	633	3,876

有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
国債	602	916
地方債	4,358	3,982
短期社債	−	−
社債	8,390	8,722
株式	70	27
外国証券	975	1,301
その他の証券	3,984	3,941
合計	18,381	18,892

預証率の期末値及び期中平均値

預証率

（単位：%）

	2018年度	2019年度
期末預証率	20.44	22.02
期中平均預証率	18.74	19.30

$$預証率 = \frac{有価証券}{預金積金 + 譲渡性預金} \times 100$$

有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1．売買目的有価証券

前年度、今年度いずれも該当ございません。

2．満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	−	−	−	−	−	−
	地方債	865	933	68	802	859	57
	短期社債	−	−	−	−	−	−
	社債	500	521	21	500	511	11
	その他	500	520	20	300	314	14
	小計	1,865	1,975	110	1,602	1,685	83
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	−	−	−	−	−	−
	地方債	−	−	−	−	−	−
	短期社債	−	−	−	−	−	−
	社債	300	300	−	477	452	△ 24
	その他	200	197	△ 2	300	283	△ 16
	小計	500	497	△ 2	777	735	△ 41
合計		2,365	2,473	107	2,379	2,420	41

1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

前年度、今年度いずれも該当ございません。

4．その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	−	−	−	−	−	−
	債券	11,407	11,003	404	8,625	8,355	269
	国債	630	598	31	527	501	26
	地方債	3,175	3,101	73	2,691	2,650	41
	短期社債	−	−	−	−	−	−
	社債	7,602	7,302	299	5,405	5,203	202
	その他	2,236	2,121	114	3,744	3,537	207
	小計	13,643	13,124	519	12,369	11,892	476
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	34	41	△ 7	2	4	△ 1
	債券	492	502	△ 10	4,438	4,517	△ 79
	国債	−	−	−	806	813	△ 6
	地方債	197	200	△ 2	493	500	△ 6
	短期社債	−	−	−	−	−	−
	社債	294	302	△ 7	3,138	3,204	△ 66
	その他	2,081	2,233	△ 151	1,064	1,090	△ 25
	小計	2,608	2,778	△ 169	5,503	5,607	△ 104
合計		16,251	15,902	349	17,872	17,500	372

1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託、外国証券及び信金中央金庫優先出資証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	–	–
関連法人等株式	–	–
非上場株式	9	9
組合出資金	9	24
合計	19	34

1．非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
2．組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

公共債引受額

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
国債	–	–
政府保証債	14	6

※１年間に引き受けた公共債の合計金額です。

公共債窓販実績

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度
国債	0	4
地方債	–	–

※１年間に販売した公共債の合計金額です。

公共債ディーリング実績

前年度、今年度いずれも該当ございません。

内国為替取扱実績

（単位：百万円）

		2018年度	2019年度
送金・振込	仕向	72,498	69,770
	被仕向	85,110	84,075
代金取立	仕向	3,191	1,925
	被仕向	1,247	917

金銭の信託

(1) 運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

2018年度		2019年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
–	–	–	–

（注）貸借対照表計上額は、期末時における市場価格等に基づいております。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

（単位：百万円）

2018年度					2019年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

（注）「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

(3) その他の金銭の信託

（単位：百万円）

2018年度					2019年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
100	100	–	–	–	200	200	–	–	–

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

第102条第1項第5号に掲げる取引デリバティブ取引の状況

1．金利関連取引

前年度、今年度いずれも該当ございません。

2．通貨関連取引

前年度、今年度いずれも該当ございません。

3．株式関連取引

前年度、今年度いずれも該当ございません。

4．債券関連取引

前年度、今年度いずれも該当ございません。

5．商品関連取引

前年度、今年度いずれも該当ございません。

6．クレジットデリバティブ取引

前年度、今年度いずれも該当ございません。

店内キャッシュコーナー

当金庫では、店内 ATM の稼働時間は、2020 年 7 月末現在次の通りとなっております。

全店

平日＊……8：00 ～ 21：00
土曜日……8：00 ～ 20：00
日曜日・祝祭日……8：00 ～ 20：00
12月31日……8：00 ～ 20：00
1月1日～1月3日……9：00 ～ 17：00
＊本店の本通り側は20:00までとなります。

※当金庫のキャッシュコーナーは、年末・年始休まず稼働しております。
※システムにおける保守等により、稼働時間の短縮等を行うことがあります。
※全店舗・全出張所に音声案内対応 ATM（視覚障がい者対応）を設置しております。

暗証番号は他人に知られないようにご注意ください。
当金庫や警察等から暗証番号についてお尋ねすることは一切ありません。

◆キャッシュカードでのお引き出し限度額のお知らせ

偽装、盗難カード等による不正払戻事件が社会問題化していることを鑑み、当金庫では ATM における 1 日あたりのご利用限度額を 100 万円までとさせていただいております。
なお、ご利用限度額を超えるお取引の場合は、お手数ですが営業時間内に当金庫本・支店の窓口でのお手続きをお願い申し上げます。
当金庫キャッシュカードの利用限度額は以下の通りとなります。

当金庫のカード利用		利用限度額
現金の払戻	1 日あたりの支払限度額	100 万円
	1 回あたりの支払限度額	100 万円
振　　込	1 日あたりの支払限度額	100 万円
	1 回あたりの支払限度額	100 万円

◆キャッシュカードによる ATM 振込の一部利用制限について（振り込め詐欺※防止対策）

当金庫では急増する振り込め詐欺被害の防止策として、キャッシュカードによる ATM を利用した振込取引を、平成 29 年 5 月 15 日（月）より一部利用制限させていただいております。この対策は、キャッシュカードを使用した振込に不慣れな高齢者のお客さまを、ATM コーナーに誘導して預金口座から振込詐欺を行わせる「還付金詐欺」の被害を防止し、お客様の大切なご預金をお守りするために実施しているものです。

1. 緊急対応の内容
   次のお客さまは、キャッシュカードによるお振込みができなくなっております。（振込限度額を「0 円」とさせていただきます。）
   ●対象となるお客さま・・・過去 3 年以上キャッシュカードにより ATM をご利用されていない口座をお持ちの 70 歳以上のお客さま。
   ※上記のお客さまがキャッシュカードによるお振込みを希望される場合・・・平日営業時間内に当金庫の窓口にお申し出ください。本人確認の上、キャッシュカードによる振込みを可能とさせていただきます。
2. その他
   なお、キャッシュカードによるお預入れお引出しは従来通り可能です。
   ※振り込め詐欺は上記「還付金詐欺」のほか、子や孫になりすます「オレオレ詐欺」や利用していないインターネットのサイトの利用料を請求する「架空請求詐欺」などがあります。不審に思う電話等がありましたら、当金庫窓口や最寄りの警察署にご相談下さい。

◆店外キャッシュコーナー

設置場所	所在地	ＡＴＭ　稼動時間					
		平日	土曜日	日曜日	祝祭日	12月31日	1月1日～3日
さくら野北上店	北上市本通り2-2-1	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00
北上済生会病院（共同）	北上市花園町1-6-8	8:00～21:00	休　業	休　業	休　業	休　業	休　業
ビッグハウス北上店(共同)	北上市九年橋3-13-23	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
アメリカンワールド(共同)	北上市北鬼柳32-42	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
和賀東出張所	北上市和賀町藤根18-71-2	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00	9:00～17:00
スーパーオセン北上店(共同)	北上市流通センター8-1	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00
北上オフィスプラザ(共同)	北上市相去町山田2-18	8:00～21:00	休　業	休　業	休　業	休　業	休　業
ジョイス北上鬼柳店(共同)	北上市鬼柳町都鳥190-2	10:00～21:00	10:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
江釣子ショッピングセンター	北上市北鬼柳19-68	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00
岩手県立中部病院（共同）	北上市村崎野17-10	8:00～19:00	8:00～19:00	休　業	休　業	8:00～19:00	休　業
湯本出張所	和賀郡西和賀町湯本30-78-1	9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～17:00
沢内出張所（共同）	和賀郡西和賀町沢内大字太田2-81-1	8:45～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00	休　業

（2020 年 7 月末現在）

※ ATM 障害対応及びカード紛失等の連絡受付は、下記の通りです。
平日午前 9 時から午後 5 時まで……お取引店（24 ページをご参照ください。）
上記以外の時間帯（24 時間受付）……カード通帳盗難紛失受付センター（TEL：0120 － 793714）
※相互入金業務提携金融機関……全国の信用金庫と第二地銀、信用組合、労働金庫です。なお、当提携業務に参加していない金融機関カードでのお取扱いはいたしておりません。
※相互支払業務提携金融機関……全国の信用金庫と全国の MICS 加盟金融機関（都銀、地銀、第二地銀、信組、労金、農協、信託銀行）及びゆうちょ銀行、イオン銀行です。

■ 提携セブン銀行 ATM

セブン－イレブンおよびイトーヨーカドー内にあるセブン銀行 ATM でご利用いただけます。

営業時間とATMご利用手数料

お引出し・残高照会・お預入れ	お引出し・お預入れ手数料	ご利用可能時間内
○平日　7：00 ～ 23：00 ○土曜日　8：00 ～ 23：00 ○日曜・祝日　8：00 ～ 23：00	一律　110 円（消費税含む） ＊残高照会は無料でご利用いただけます。	

当金庫の取扱手数料一覧（2020年5月18日現在）

1．為替手数料（消費税込）

⑴お振込手数料（1 件につき）

ご利用区分		お振込金額	お振込先	手数料
窓口をご利用の場合	・当金庫指定の振込用紙、企業作成振込依頼書による振込の場合	3 万円未満	同一店舗内	220 円
			当金庫本支店	330 円
			他の金融機関	660 円
		3 万円以上	同一店舗内	330 円
			当金庫本支店	550 円
			他の金融機関	880 円
ATM をご利用の場合	・当金庫のキャッシュカードをご利用の場合	3 万円未満	同一店舗内	無　料
			当金庫本支店	無　料
			他の金融機関	440 円
		3 万円以上	同一店舗内	無　料
			当金庫本支店	無　料
			他の金融機関	660 円
	・現金によるお振込みの場合 ・他金融機関のキャッシュカードをご利用の場合	3 万円未満	同一店舗内	220 円
			当金庫本支店	220 円
			他の金融機関	550 円
		3 万円以上	同一店舗内	330 円
			当金庫本支店	440 円
			他の金融機関	770 円
インターネットをご利用の場合（別途ご契約が必要です。）	・インターネットバンキング（IB） ・ファームバンキング（FB）	3 万円未満	同一店舗内	無　料
			当金庫本支店	110 円
			他の金融機関	440 円
		3 万円以上	同一店舗内	無　料
			当金庫本支店	110 円
			他の金融機関	660 円
定額自動送金（事前にお手続きが必要です。）	・ご指定の口座から毎回自動で送金するご契約	3 万円未満	同一店舗内	無　料
			当金庫本支店	220 円
			他の金融機関	550 円
		3 万円以上	同一店舗内	無　料
			当金庫本支店	330 円
			他の金融機関	770 円

※　窓口、IB、FB、定額自動送金ご利用の場合の同一店舗内とは、「お振込元口座」と「お振込先口座」が同一の店舗内のことをいいます。
※　ATM ご利用の場合の同一店舗内には、「ATM 設置店」と「お振込先口座のある店舗」が同一の店舗の場合も含みます。
※　ATM やインターネットバンキングをご利用の場合の手数料は、窓口をご利用いただく場合よりもお得となっております。
※　障がい者手帳をお持ちの方で、窓口をご利用の場合は、ATM をご利用の場合の振込手数料を適用いたします。
※　ATM 振込をご利用の場合、振込手数料とは別に当金庫所定の ATM 利用手数料が必要となります。
※　IB、FB 振込をご利用の場合、振込手数料とは別に当金庫所定の月額利用料が必要となります。

⑵ 給与振込手数料

従業員様の給与受け取り口座が当金庫の場合は、無料です。

従業員様の給与受け取り口座が当金庫以外の場合、給与振込データのお預かり形態に応じて、以下の通り手数料を申し受けます。

なお、お振込データのお預かりと振込資金のご準備は、振込日の 2 営業日前の午後 2 時までとしておりますが、それ以降となった場合は、窓口ご利用時のお振込手数料を適用させていただきます。

受取口座	データ持込方法	振込明細提出日	振込資金交付日	手数料
当金庫に開設の口座	給振依頼書持込	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	無　料
	FD/DVD 持込	振込日の 3 営業日前まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	
	データ伝送持込	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	
他行庫に開設の口座	給振依頼書持込	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	110 円
	FD/DVD 持込	振込日の 3 営業日前まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	
	データ伝送持込	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	

※　賞与振込の場合も給与振込と同様のお取り扱いとさせていただきます。

【上記振込明細書提出日および振込資金交付日を超えた場合の振込手数料】

データ持込み方法	給与振込手数料
給振依頼書持込	窓口をご利用の場合の振込手数料を適用いたします。
FD/DVD 持込	ファームバンキング振込手数料を適用いたします。
データ伝送持込	インターネットをご利用の場合の振込手数料を適用いたします。

⑶送金小切手による送金手数料（1 件につき）

ご送金先		手数料
同一店舗内	普通扱い	無　料
当金庫本支店	普通扱い	無　料
他の金融機関	普通扱い	660 円

⑷代金取立手数料（1 通につき）

お振込先		手数料
同一店舗内	普通扱い	無　料
当金庫本支店（市内店舗あて）	普通扱い	無　料
当金庫本支店（市外店舗あて）	普通扱い	330 円
他の金融機関	普通扱い	660 円
	至急扱い	880 円

※　「預金小切手プラン」の代金取立手数料は無料です。

⑸ お振込・ご送金の訂正・組戻にかかる手数料

手数料区分	お振込先	手数料
振込訂正手数料 口座番号・受取人名などを訂正する場合	同一店舗内	無　料
	当金庫本支店	550 円
	他の金融機関	550 円
送金・振込組戻料 お振込を取り消す場合	同一店舗内	330 円
	当金庫本支店	330 円
	他の金融機関	660 円

※　ただし、手続き費用等が 660 円を超える場合は、実費を申し受けます。

⑹ その他諸手数料（1 件あるいは 1 通につき）

手数料区分	お振込先	手数料
取立手形組戻料	同一店舗内	330 円
	当金庫本支店	330 円
	他の金融機関	660 円
不渡手形返却料	同一店舗内	330 円
	当金庫本支店	330 円
	他の金融機関	660 円
取立手形店頭呈示料		660 円

※　ただし、手続き費用等が 660 円を超える場合は、実費を申し受けます。

2．預金関連手数料（消費税込）

⑴ ATM利用手数料

ご利用カード	利用時間		出金手数料	入金手数料
当金庫カード	平日	08:00 ～ 08:45	110 円	無　料
		08:45 ～ 21:00	無　料	無　料
	土曜日	08:00 ～ 09:00	110 円	無　料
		09:00 ～ 19:00	無　料	無　料
		19:00 ～ 21:00	110 円	無　料
	日曜日・祝日	08:00 ～ 20:00	110 円	無　料

※　当金庫以外のカードをご利用の場合は、カード種類とご利用時間帯により異なりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

⑵ 再発行手数料

項目		手数料
通帳	1 冊あたり	550 円
証書	1 枚あたり	550 円
キャッシュカード	1 枚あたり	550 円
出資証券	1 枚あたり	550 円

⑶ 証明書発行手数料

項目		手数料
残高証明書	継続発行　1 通あたり	220 円
	都度発行　1 通あたり	440 円
	英文定型発行　1 通あたり	880 円
	所定用紙以外　1 通あたり	1,100 円
支払利息証明書	1 通あたり	440 円
取引証明書	1 通あたり	2,200 円

※　所定用紙以外での発行および英文定型用紙での発行につきましては、手書きでの対応となります。

⑷ しんきん電子マネーチャージサービス

項目	手数料
15,000 円未満	55 円
15,000 円以上	無　料

⑸ 資金移動・アンサー取引

項　　目		手数料
ＦＢ契約（ＨＢ・テレバン契約を含む）	１か月あたり	3,300 円
HB・テレバン資金移動契約（ＩＢ契約を含む）	１か月あたり	220 円
ＡＮＳＥＲ－VALUX(SPC・ＨＵ)	１か月あたり	1,100 円
アンサー通知サービス契約(FAX 接続のみ)	１か月あたり	1,100 円

※　FAX 接続以外でのアンサー契約における通知照会取引は、無料といたします。
※　テレバン（テレホンバンキング）の法人契約はできません。
※　HB（ホームバンキング）・テレバン資金移動契約については、上記 1 か月あたりの手数料をお支払いいただくことにより、複数チャネルからのご利用が可能となります。
　　ただし、複数のチャネルをご利用になる場合は、チャネルごとに契約が必要となります。
※　HB・テレバンにおける照会取引のみの契約は、無料です。
※　資金移動については、別途前項 1.（1）お振込手数料に記載の手数料がかかります。

⑹ その他預金関連

項　　目		手数料
小切手帳	１冊あたり	440 円
手形帳	50 枚綴り 1 冊あたり	550 円
手形帳	20 枚綴り 1 冊あたり	220 円
㊨当座開設	割賦販売通知書 1 通あたり	3,300 円
㊨手形発行料	１枚あたり	550 円
保護預かり	１か月あたり	110 円
貸金庫・小（常盤台支店）	１か年あたり	7,920 円
貸金庫・大（常盤台支店）	１か年あたり	10,560 円
貸金庫・小（柳原支店）	１か年あたり	9,900 円
貸金庫・中（柳原支店）	１か年あたり	13,200 円
貸金庫・大（柳原支店）	１か年あたり	16,500 円
夜間金庫	１か月あたり	3,300 円

3. 両替・現金精査等手数料（消費税込）

⑴ 両替・金種指定払戻手数料

1 回に両替する紙幣および硬貨の合計枚数に応じて、次の通り手数料を申し受けます。

お取扱い枚数	手数料
100 枚以下	無　料
101 枚～ 1,000 枚	330 円
1,001 枚～ 2,000 枚	660 円
以降 1,000 枚毎に 330 円を加算します。	

※　同時に複数の両替を依頼される場合は、1 回としてその合計枚数に応じた手数料を申し受けます。
※　渉外担当者が依頼を受けた両替配金分につきましても、本手数料を申し受けます。
※　預金の払戻に際して金種を指定する場合、実質両替と変わらないお取引も本手数料の対象とさせていただきます。（給与・賞与支払い資金の払戻は、本手数料の対象外とします。）

⑵ 現金精査手数料（ご入金・各種払込代金受入）

1 万円を除いたすべての金種の合計が 100 枚を超える入金（受入）について、次の通り手数料を申し受けます。

お取扱い枚数	手数料
100 枚以下	無　料
101 枚～ 1,000 枚	330 円
1,001 枚～ 2,000 枚	660 円
以降 1,000 枚毎に 330 円を加算します。	

※　同時に複数の現金精査を依頼される場合は、1 回としてその合計枚数に応じた手数料を申し受けます。なお、同日に複数回のお取扱いがあった場合は、合計枚数に応じた手数料といたします。
※　夜間金庫をご利用のお客さまは無料となります。

⑶ 両替機での両替（両替機設置店舗のみとなります）

両替機のご利用は、当金庫が発行する「両替機専用カード」または「キャッシュカード」が必要となります。

項　　目		手数料
両替機専用カード	１か年あたり	19,800 円

お取扱い枚数	手数料	
	両替機専用カード	キャッシュカード
100 枚以下	無　料	無　料
101 枚～ 1,000 枚		300 円
1,001 枚～ 1,500 枚		600 円

※　1 回あたりの利用限度枚数は、1,500 枚となります。
※　キャッシュカードの場合は、1 日あたり 1 回のみのご利用となります。

⑷ 汚損した現金および記念硬貨の交換

汚損した現金および記念硬貨の交換の場合は、従来どおり無料とさせていただきます。なお、この交換は、最低枚数金種または同等の金種での両替となります。

4. 融資関連手数料（消費税込）

住宅ローン取扱手数料			55,000 円	
しんきん保証基金付無担保住宅ローン取扱手数料			5,500 円	
保証会社付新型きたしん住宅ローンで固定金利を選択した場合（当初固定金利選択時は除く）			33,000 円	
不動産担保取扱手数料	◎新規設定の場合			
	住宅ローン以外の担保権の場合	担保権10百万円未満	11,000円	手数料は担保権の金額により異なります。登記簿謄本、公図、登記費用等は含まれません。別途実費負担となります。
		担保権10百万円以上1億円未満	22,000円	
		担保権1億円以上2億円未満	33,000円	
		担保権2億円以上	44,000円	
		営業地区外1件につき	44,000円	他に旅費、交通費等は依頼人負担となります。
	◎変更の場合			
	住宅ローンの担保権の場合	5,500円	抵当（根抵当）権の変更は担保の一部解除、差替、追加、債務者の変更、極度額の変更、順位変更等です。変更の都度手数料をお支払いいただきます。	
	住宅ローン以外の担保権の場合	11,000円		
証書貸付条件変更手数料		5,500円	返済方法の変更、期限の変更、債務者の変更、保証人の変更(死亡時除く)	
繰上償還手数料（証書貸し付けが対象となります。繰り上げ償還の都度手数料をお支払いいただきます。）				
	保証会社付新型きたしん住宅ローン	◎一部繰上償還 ◎全部繰上償還	33,000 円	
	収益物件貸出	◎一部繰上償還 ◎全部繰上償還	返済元金× 1%＋消費税	
	上記以外	◎一部繰上償還 ◎全部繰上償還	11,000 円	
事業者カードローン発行手数料			3,300 円	
融資証明書発行手数料			5,500 円	
残高証明書		継続	1 通あたり	220 円
		都度	1 通あたり	440 円
		英文	1 通あたり	880 円
		所定外用紙以外	1 通あたり	1,100 円
住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書				無　料
取引証明書			1 通あたり	1,100 円

※　所定用紙以外には、手書き等で発行するものも含みます。
※　英文での証明は手書きとなり上記手数料となります。

5. 株式および出資金払込取扱手数料（消費税込）

項　　目	手数料
株式および出資金払込取扱手数料	取扱金額の 1,000 分の 1.10 および 受付票 1 通につき 3,300 円

6. 個人情報開示等手数料（消費税込）

項　　目		手数料
利用目的通知手数料	1 通あたり	550 円
個人情報開示手数料	1 通あたり	1,100 円

7. 信託契約事務にかかる取扱手数料（消費税込）

項　　目		手数料
相続信託、暦年信託新規契約	1 契約あたり	33,000 円

※　追加、中途解約は無料といたします。

注 1.　ご不明な点がありましたら、窓口にお問い合わせ下さい。
注 2.　手数料についての減免措置は原則行いません。

地元とともに

北上信用金庫

〒024-0094　岩手県北上市本通り一丁目５番30号
TEL 0197-63-2307（代）
ホームページアドレス http://e-shinkin.net/